

中印国境問題の現状
— 二国間関係の全体構造の視点から —

栗 田 真 広

- ① 中国とインドの間には、およそ 60 年にわたって解決されないままの国境問題があり、双方の主張を併せると、係争地域は約 125,000km² 超にも及ぶ。この問題は、現在でも解決の見通しが立っておらず、2013 年 4 月には係争地域の実効支配線付近で両国の部隊が睨み合う状況が発生するなど、依然として二国間の懸案事項となっている。中印間の国境問題は、西部国境地域、中部国境地域、東部国境地域の三つに分けられるが、特に対立の焦点となってきたのは、東西の両地域であり、西部のアクサイチンを中国が、東部のアルナチャル・プラデシュをインドが実効支配している。
- ② 国境問題をめぐる両国間のやり取りは、1962 年の中印戦争に代表されるように、かつては武力衝突に至ることもあった。今日では、対話による平和的解決を目指すことで両国が一致しており、武力衝突の深刻な危険は約 25 年間発生していないが、問題解決の見通しは立っていない。加えて、近年、両国がそれぞれ各国境地域の実効支配線付近における偵察行為などを活発化させていることや、中国が東部国境地域でより強硬な姿勢を取りつつあることなど、国境問題をめぐる不安定性はむしろ増しつつある。
- ③ 国境問題を離れて、より広く中印間の二国間関係を目を向けることで、国境問題の現状をより良く理解することができる。中印両国は、ともに国内の経済的な発展を最優先の課題としており、両国間で協調的な関係を維持していくことを、そのための前提条件と見なしている。加えて、経済的な相互依存の深化や、グローバルな国際政治の舞台での協力など、協調から得られる利益は中印どちらにとっても大きい。これらの事情から、両国は国境問題、特に実効支配線付近での偵察行為の応酬などに起因した軍事的に深刻な事態の発生を抑え込む、共通の政治的な意志を有していると言える。
- ④ 一方で、中印両国はどちらも、相手国に対する不信感や敵対心を抱いており、相手が国境問題での現状を尊重しているとは考えていない。それゆえ実効支配線付近では、一定の抑制を伴う形で、両国は偵察行為などの活動を活発に展開することになる。さらに、こうした行動の背景にある不信感や敵対心は、特に 2005 年以降顕著になりつつある、国境問題以外での懸案事項における摩擦、例えばチベット問題や中国のパキスタンとの協力関係、米国とインドの接近、貿易不均衡などによってより増幅され、ここ最近の国境問題における不安定性の増大の要因の一つとなっていると見られる。

中印国境問題の現状

— 二国間関係の全体構造の視点から —

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 栗田 真広

目 次

はじめに

I 中印間の国境問題の概要

- 1 西部国境地域
- 2 中部国境地域
- 3 東部国境地域

II 国境問題をめぐる経緯

- 1 冷戦初期から 1970 年代半ばまで
- 2 1970 年代半ばから 2000 年まで
- 3 2000 年以降

III 中印関係の全体構造と国境問題

- 1 中印の二国間関係の概要
- 2 国境問題への波及効果
- 3 信頼・安全醸成措置とその機能
- 4 国境問題をめぐる構造の持続可能性

おわりに

はじめに

2012年9月以降、我が国の固有の領土である尖閣諸島に対し、中国が領有権の主張を強め、公船による領海侵犯を繰り返し行うなどしており、我が国との間で緊張が高まっている。一方、南シナ海では、フィリピンやベトナムをはじめとした東南アジア諸国が、島嶼・海洋の領有権をめぐる中国との間で摩擦を抱えており、この地域においても、中国は活発な活動を展開している。

こうした海洋における中国の領有権主張は、我が国が直接の影響を受けるものであるため、注目を集めるのは当然のことと言えるが、より広く、領土をめぐる中国の動向と近隣諸国との関係という観点からは、中国とインドの関係が目を引く。両国の間には、既におよそ60年にわたって解決されないままの国境問題があり、双方の主張を併せると、係争地域は約125,000km²超にも及ぶ⁽¹⁾。現在でも、問題が解決される見通しは立っていないだけでなく、両国がともに係争地域での活動を活発化させつつある。2013年4月には、衝突にこそ至らなかったものの、両国の部隊が睨み合う状況が発生し、

報道でも大きく取り上げられるなど、依然として二国間の懸案事項となっている。

本稿は、この中国とインドの国境問題について概観し、解説を加えるものである。なお、これに際して留意しなければならないのは、当然ながら、中印の事例と、我が国と中国の事例との間には、様々な性質上の差異があるという点である。まず何より、前者は、両当事国が現在、境界確定 (boundary settlement)⁽²⁾の必要性に関する共通認識の下で、それに向けた協議等の作業を進めているものであるが⁽³⁾、後者は、我が国政府の立場として、交渉を通じて解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない事例である。その舞台が一方は陸でもう一方は海であるといった相違点もある。さらに他にも多くの違いが挙げられうることも考え併せれば、中印間の事例から、我が国の事例に対して、安易に何らかの含意を引き出すことは難しく、本稿の意図するところでもない。

しかしながら、中国による積極的な領有権の主張に直面しているという点では、我が国とインドの間には共通性がある以上、その中国が、インドとの間でいかなる領有権の主張行為を行い、それをめぐってどのようなやり取りが展開されているのかを知ることが有益であるのは間

(1) Waheguru Pal Singh Sidhu and Yuan Jing-dong, "Resolving the Sino-Indian Border Dispute: Building Confidence through Cooperative Monitoring," *Asian Survey*, vol.41, no.2, March/April 2001, p.353. ただし、中印間では、両国がともに認めた国境線が存在しないために、両国が主張する、未確定の国境線の長さにも大きな開きがある。Hsu Kuei-hsiang, "Progress on Sino-India Border Negotiations: the Issue of Tawang Ownership," *Bi-Monthly Journal on Mongolian and Tibetan Current Situation*, vol.17, no.4, 2008, p.2. またそれゆえ、係争地域の面積についても相違が生じる。

(2) 国境問題において、しばしば混同されて用いられることはあるものの、"delimit"は条約や協定などにより、文言や地図の上で国境を定めることを、"demarcate"は現地で実際に標識を設置するなどして国境線を引くことを指すとされる。John P. Grant and J. Craig Barker, *Parry & Grant Encyclopaedic Dictionary of International Law*, 3rd edition, New York: Oxford University Press, 2009, p.146. 本稿では、吉田修「インドの対中関係と国境問題」『境界研究』1号, 2010, p.58の用例に準拠し、"delimit"については「確定」を、"demarcate"については「画定」の語を充てるとともに、広い意味で国境を定める"define"についても、「確定」と訳すこととした。

(3) *Agreement between the Government of the Republic of India and the Government of the People's Republic of China on the Political Parameters and Guiding Principles for the Settlement of the India-China Boundary Question*, April 11, 2005. <<http://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/6534/Agreement+between+the+Government+of+the+Republic+of+India+and+the+Government+of+the+Peoples+Republic+of+China+on+the+Political+Parameters+and+Guiding+Principles+for+the+Settlement+of+the+IndiaChina+Boundary+Question>>

*以下、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年9月30日である。

違わない。さらに言えば、我が国は現在、インドとの安全保障協力を進めようとしており、これについて、中国への対処を目的の中心にすべきとの意見がある⁽⁴⁾。これらの点を踏まえれば、近年、中印の国境問題がいかなる形で展開しているのかについて把握しておくことは、我が国にとっても重要であると言えよう。

本稿は、まず議論の前提として、中印それぞれが国境問題において、いかなる主張を行っているのかを概観した上で、現在に至るまでの両国間のやり取りの経緯を追う。これらを通じ、国境問題をめぐる両国間のやり取りの様態を把握した後、この問題を中印の二国間関係の全体構造の中に位置付けて分析することで、国境問題の現状が成立している背景について解説することとした⁽⁵⁾。

I 中印間の国境問題の概要

中印間の国境問題は、三つの異なる地域に分けることができる。すなわち、西部国境地域、中部国境地域、東部国境地域の三つである⁽⁶⁾。両国にはそれぞれ、これら三つの地域全てに共通する、原則的な立場がある。インド側の立場は、中印間の国境は全て、歴史的な実効支配や地理

的な根拠に基づく境界線が、既に国際的な合意により正式な国境として定められているとするものである。さらにインドは、1954年に締結された「チベット・インド間の通商および交通に関する協定（以下、「54年中印協定」と略記）」にある、「互いの領土を尊重する」との文言が、国境に関するインドの見解を中国が承認したことを示すものだと主張している⁽⁷⁾。これに対して、両国間の国境は未だかつて正式に確定されたことは一度もなく、歴史的・伝統的な国境が存在するに留まるとするのが中国側の立場である⁽⁸⁾。

1 西部国境地域

西部国境地域の国境問題の中心は、インドが実効支配するカシミール地域の東部に当たるラダクと、中国のチベット自治区ならびに新疆ウイグル自治区に囲まれた、アクサイチンと呼ばれる地域の領有権をめぐるものである。現在、この地域は中国が実効支配しており、インドはこれを不法占拠だと非難しているが、事実上の境界線として、大部分が中国側の主張に適合する、概ねカラコルム山脈に沿って走る実効支配線が存在する⁽⁹⁾。インドの主張では、中国が西部国境で不法に占拠している領土の面積は、38,000km²に及ぶ⁽¹⁰⁾。

(4) 「日印で中国周辺国の安全保障構想を」『産経新聞』2013.5.22.

(5) なお、こうした目的から、本稿では、国境問題をめぐる両国の領有権主張の論理そのものにはあまり重きを置いていない。そのため、この点に関しては必要最小限の範囲で触れるに留めたが、詳細を知る上では、次の先行研究が参考になる。Pan Junwu, *Toward a New Framework for Peaceful Settlement of China's Territorial and Boundary Disputes*, Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 2009, pp.196-203; Surya P. Sharma, "The India-China Border Dispute: An Indian Perspective," *American Journal of International Law*, vol. 59, no. 1, January 1965, pp.16-47.

(6) 厳密には、国境が確定していない以上、「国境地域」との語は正確ではないが、本稿では便宜上、中印国境問題に関する先行研究の中で多用される“border area”の訳語として、この語を充てるものとする。

(7) Pan, *op.cit.*(5), p.192.

(8) 落合淳隆「中印国境紛争とチベット」『海外事情』17巻5号, 1969.5, p.42.

(9) Yang Lu, "Looking Beyond the Border: The Sino-Indian Border Dispute and Sino-Indian Relations," *Heidelberg Papers in South Asian and Comparative Politics*, no.31, August 2007, pp.6-7.

(10) Derek J. Mitchell and Chietigj Bajpae, "China and India," C. Fred Bergsten et al., *The China Balance Sheet in 2007 and Beyond*, Center for Strategic and International Studies and the Peterson Institute for International Economics, 2007, p.157. <http://csis.org/files/media/isis/pubs/070502_cbs_in_2007_and_beyond.pdf> これに加えて、1963年にパキスタンが中国に管理を移管した、カシミール地域のトランス・カラコルム地区の約5,180km²についても、西部国境問題に含める場合がある。

アクサイチンの地理的な位置付けについて、インドはこの地域をラダクの一部であるとし、他方で中国は、ここが新疆ウイグル自治区の一部を成すものであるとしている⁽¹¹⁾。インド政府は、1684年にラダクとチベットの間に締結された条約と、1842年にカシミール・チベット・中国の三者間で締結された条約を根拠として、西部国境における中印間の境界は既に確定されていると主張している⁽¹²⁾。対する中国側は、1684年の条約については、その原本が存在しないことから信頼には足りないとしてこれを退けており⁽¹³⁾、1842年の条約については、中国は会議への参加も条約の批准もしていないため、これに拘束されることはなく、さらに同条約は平和条約であって、国境を明確に確定する条項を持たないため、この地域の中印国境は未だ定められていないとしている⁽¹⁴⁾。その上で、この地域を実効支配してきたことを主たる根拠として、中国が領有権を有すると主張する⁽¹⁵⁾。

西部国境地域は、カラコルム山脈付近の極めて標高の高い地域であり、気温が低く風が強いことに加え、降雨・降雪も少なく乾燥した不毛地帯であるため、定住者はほぼ存在しない⁽¹⁶⁾。

それにもかかわらず、長らく中印の国境問題の焦点となっていたのがアクサイチンである。後述するように、1962年の中印戦争の発端となったのはこの地域であり、また1980年代半ばまで、中国は東部国境地域での譲歩と引換えに、西部国境地域でインドを譲歩させようとしてきた経緯がある。

アクサイチンの領有に戦略的な重要性を見出してきたのは、インドよりも中国の方であった。最近でこそ重要性が低下しているものの、1950年代後半、特にチベットでの反乱が勃発した1959年から1960年代にかけて、この地域を通る新蔵公路は、中国の他地域とチベットを繋ぐ数少ない道路であり、中国にとっては、チベットの支配を確立する上で不可欠なものと考えられてきた⁽¹⁷⁾。これに対して、インドがアクサイチンの領有権を強く主張したのは、対立が顕在化した当時の首相であったジャワハルラル・ネルー (Jawaharlal Nehru) が、戦略的な判断からというよりも、この問題を、インドの国家としての威信やナショナリズムの観点から捉えていたことがあったと指摘されている⁽¹⁸⁾。

(11) Yang, *op.cit.*(9)

(12) "Letter from the Prime Minister of India to the Prime Minister of China, 26 September 1959," Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters Exchanged between the Governments of India and China September-November 1959: White Paper No.II*, (hereafter White Paper No.II), 1959, pp.35-36; "Note of the Government of India to the Chinese Government, 12 February, 1960," Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters Exchanged between the Governments of India and China November 1959-March 1960: White Paper No.III* (hereafter White Paper No.III), 1960, pp.83-85. なお、これらの White Paper は、国境問題等をめぐって中印間でやり取りされた外交文書をインド政府が集成し公刊したもので、中印間の国境問題を扱う研究の多くが引用している。

(13) Sharma, *op.cit.*(5), p.27; Alastair Lamb, "Treaties, Maps and the Western Sector of the Sino-Indian Boundary Dispute," *The Australian Year Book of International Law*, vol.1, 1965, p.37.

(14) "Letter from the Prime Minister of China to the Prime Minister of India, 8 September 1959," Government of India, *White Paper No.II*, p.28.

(15) "Note Given by the Ministry of Foreign Affairs of China to the Embassy of India in China, 26 December 1959," Government of India, *White Paper No.III*, pp.64-65.

(16) Chung Chien-peng, *Domestic Politics, International Bargaining and China's Territorial Disputes*, London: RoutledgeCurzon, 2004, p.101.

(17) John W. Garver, *Protracted Contest: Sino-Indian Rivalry in the Twentieth Century*, Seattle: University of Washington Press, 2001, pp.80-87.

(18) このインドのナショナリズムに基づくアクサイチン領有意識については、真水康樹「二つのナショナリズム—中印国境紛争・再考—」『現代中国』80号, 2006, pp.163-165に詳しい。

2 中部国境地域

中部国境は中国、ネパール、インドに接した地域で、係争地は500km²未滿と比較的小さく、全てインドが実効支配している⁽¹⁹⁾。インド側は、54年中印協定の第4条で、中部国境地域における交易者や巡礼者の通行路として6つの道特定していることが、中国はこの地域の国境に関するインドの見解に同意していることを示唆しているとする⁽²⁰⁾。中国側はこれに対して、54年中印協定の本文中でも、またその交渉過程においても、国境問題は一切触れられておらず、同協定をもって国境問題を決着済みとするのは不可能であること、そしてこの地域は伝統的にチベットが支配してきており、インドは54年中印協定の後になってから侵入してきたことを主張している⁽²¹⁾。

東西両国境と比べて、摩擦の程度が少ないのが中部国境であり、三つの国境地域の中で唯一、互いの認識する実効支配線の位置を示した地図の交換が済んでいる⁽²²⁾。解決こそされていないが、今日の国境問題をめぐる両国間のやり取りにおいても、主たる争点となることが相対的に少ない国境と言える。

3 東部国境地域

東部国境地域で争われているのは、インド東

北部のアッサム州とブータン、チベット、ミャンマーに囲まれた、ヒマラヤ山脈東南部の地域である。ここは現在、インドのアルナチャル・プラデシュ州が置かれているが、中国はその大部分、面積約90,000km²の領域について、インドが不法に占拠していると主張する⁽²³⁾。現在の実効支配線は、概ねマクマホン・ラインと呼ばれるラインに沿って走っており、このラインはブータン国境からヒマラヤ山脈の頂上を経て西進し、ブラーマプトラ川の湾曲部へと至る⁽²⁴⁾。

インドの主張では、1914年に、英領インド、チベット、中国政府の代表団が参加したシムラ会議において、インドとチベット両政府の間で、このマクマホン・ラインをインド東北部とチベットの国境とするシムラ協定に合意しており、インドは英領インド帝国の継承国として、この国境線を受け継いでいるということになる⁽²⁵⁾。しかし中国側は、マクマホン・ライン自体は、英領インドとチベットの代表が秘密裏に話し合った不法なものであり、その上中国政府はシムラ協定を署名も批准もしていないこと、また当時チベットが条約締結主体たり得なかったことをもって、マクマホン・ラインは無効であるとする⁽²⁶⁾。そして、マクマホン・ラインからヒマラヤ山脈南方の麓のラインに至る地域は、伝統的にチベットが統治してきた地域

(19) Pan, *op.cit.*(5), p.191.

(20) *White Paper No.II, op.cit.*(12), p.37.

(21) "Note given by the Ministry of Foreign Affairs of China to the Embassy of India in China, 26 December 1959," Government of India, *White Paper No.III*, pp.60-61, 67-68.

(22) Zorawar Daulet Singh, "The Himalayan Stalemate: Retracing the India-China Dispute," *Manekshaw Paper*, no.27, 2011, p.20. <http://www.claws.in/administrator/uploaded_files/1299513429MP_27.pdf>

(23) John W. Garver, "Sino-Indian Security Relations," Sumit Ganguly et al., eds., *The Routledge Handbook of Asian Security Studies*, London: Routledge, 2010, p.127. 現アルナチャル・プラデシュ州の15地区のうち、中国が領有権を主張しているのは、11地区についてである。Mitchell and Bajpae, *op.cit.*(10)

(24) Pan, *op.cit.*(5), p.197; Yang, *op.cit.*(9), p.7. シムラ会議当時のイギリス全権代表ヘンリー・マクマホン (Henry McMahon) の名に由来する。

(25) *White Paper No.II, op.cit.*(12)

(26) *White Paper No.II, op.cit.*(14), pp.29-30; "Note Given by the Ministry of Foreign Affairs, Peking, to the Embassy of India in China, 3 April 1960," Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters Exchanged between the Governments of India and China March 1960-November 1960: White Paper No.IV* (hereafter *White Paper No.IV*), 1960, pp.12-14; Pan, *op.cit.*(5), pp.201-203; Chih H. Lu, *The Sino-Indian Border Dispute: a Legal Study*, New York: Greenwood Press, 1986, p.94.

であることを根拠に、この地域の領有権を主張している⁽²⁷⁾。

西部国境とは逆に、この地域に具体的な重要性をより強く見出してきたのはインドであった。ほとんど無人地帯のアクサイチンと異なり、現在アルナチャル・プラデシュ州となっているこの地域は、約100万人超もの人口を有する⁽²⁸⁾。加えて、水源が豊富であり、これはヒマラヤ山脈の高低差を利用した水力発電にも活用できることや、この地域がインド東北部全体の防衛と結びついていることから、インドはこの地域の領有を極めて重視してきた⁽²⁹⁾。これに対して、中国はもともと、この東部国境地域の問題を、西部国境地域でのインドの譲歩を得るための交渉カードとみなしてきた経緯があり、かつては、インドが中国のアクサイチン領有を認めるのと引換えに、中国はインドのアルナチャル・プラデシュの領有を承認する、東西交換論を同国は提案していた⁽³⁰⁾。

だが近年、中国はこの東部国境地域での領有権の主張を次第に強めており、東部国境こそが問題の中核であるとの発言が、中国政府高官から出されている⁽³¹⁾。中でも中国は、東部国境地域北西のタウン地区を重視していると言われ、その理由としては、同地区はチベットとの

関係が特に深いことや、インド東北部と他地域を繋ぐシリグリ回廊を見下ろす要衝であり、ここを押さえることで軍事的な対インド優位を強化できることがある⁽³²⁾。

II 国境問題をめぐる経緯

1 冷戦初期から1970年代半ばまで

冷戦初期、1950年代後半に国境問題が浮上するまでの中国とインドの関係は、基本的には良好なものであった。インドは共産主義圏外で中華人民共和国を承認した最初の国家であり、両国はともに、米ソ冷戦下の世界で、植民地支配から脱したばかりの新興独立諸国をリードしていくという構想を共有していた⁽³³⁾。こうした良好な両国の関係性を反映し、前文において、いわゆる平和共存五原則に基づいて二国間関係を進めていくことを謳ったのが、54年中印協定である⁽³⁴⁾。

54年中印協定の締結により、インドは中国のチベットに対する支配を認め、同地にインドが伝統的に有してきた全ての権益や特権を、一定の対価を得て放棄することになった⁽³⁵⁾。特筆すべきは、後に両国間で争われることになる国境が、いずれもインドとチベットが接する国

(27) *White Paper No.III, op.cit.*(21), pp.68-69.

(28) Zhang Hongzhou and Li Mingjiang, "Sino-Indian Border Disputes," *ISPI Analysis*, no. 181, June 2013, p.2. <http://www.ispionline.it/sites/default/files/publicazioni/analysis_181_2013.pdf>

(29) Garver, *op.cit.*(17), pp.91-92, 98-100; Garver, *op.cit.*(23), pp.127-129. インドはこの地域を、中印間の戦争が再度勃発した場合に、その初期段階で中国が行うと予想される、人民解放軍による大規模な攻勢作戦を食い止める緩衝地帯として捉えている。

(30) Brahma Chellaney, "India's Intractable Border Dispute with China," Bruce A. Elleman et al., eds., *Beijing's Power and China's Borders: Twenty Neighbors in Asia*, New York: M.E. Sharpe, 2013, pp.52-53.

(31) Garver, *op.cit.*(17), p.104.

(32) Namrata Goswami, "China's Territorial Claim on India's Eastern Sector: Tibet as Core," *IDSa Issue Brief*, April 19, 2012, pp.3-5. <http://idsa.in/system/files/IB_ChinasTerritorialClaimon_Namrata_0.pdf>; Chellaney, *op.cit.*(30)

(33) David M. Malone and Rohan Mukherjee, "India and China: Conflict and Cooperation," *Survival*, vol.52, no.1, February-March 2010, pp.138-139.

(34) 5原則は、領土・主権の相互尊重、相互不可侵、相互の内政不干渉、平等互惠、平和共存から成る。

(35) これらの内容は、協定に付随して交わされた覚書の中に記されている。"Note Exchanged," Ministry of External Affairs, Government of India, *Notes, Memoranda and Letters Exchanged and Agreements Signed between The Governments of India and China 1954-1959: White Paper* (hereafter White Paper), 1959, pp.102-105.

境であったにもかかわらず、チベットを主題としたこの協定の交渉過程で、両国は国境の問題を追求しないことで合意していたとされる点である⁽³⁶⁾。しかし、その意図するところは、両国間で食い違いがあり、これが後に表面化することになった。インド側は、交渉過程で国境問題が提起されなかったということは、二国間では一切の国境問題が存在しないことを示しているとの立場を取り⁽³⁷⁾、一方中国側は、この問題が取り上げられなかったのは、単に機が熟していなかったためであり、中国はそれを精査する時間もなかったと主張するようになる⁽³⁸⁾。

この問題が大きな注目を集めたのは、1958年になって、アクサイチンを通してチベットと新疆ウイグル自治区を繋ぐ新蔵公路を中国が建設していることに対し、インドが抗議を申し入れてからであった⁽³⁹⁾。これ以降、既に両国間の国境は確定済みであり、中国がそれに違反しているとして、アクサイチンからの撤退を要求するインド側と、依然国境は定められておらず、引き上げる理由もないとする中国側との応酬が激しくなる。

さらに、1959年に発生したチベット反乱によって、この問題の性質は大きく変化し、インドと中国はいずれも、態度を硬化させた⁽⁴⁰⁾。インド国内では、チベットへの同情と中国への反発が強まる一方、中国は、そうした論調に加えて、インドが亡命したダライラマを庇護した

ことなどを受け、インドはチベットの反乱を煽り、中国の国内事項に干渉しているとの猜疑心を強く持った⁽⁴¹⁾。また、この反乱は、中印国境地帯において双方が軍事プレゼンスを強化することへと繋がり、1959年夏には、武力衝突が発生するようになった⁽⁴²⁾。

事態打開のため、1960年にはネルーと周恩来の両首相が会談を行う。中国側は先述の東西交換論、すなわち中国は東部国境において、インドのマクマホン・ライン以南の領有を承認する代わりに、インドが西部国境で中国のアクサイチン領有を認めることを提案したが、インド側は拒否した⁽⁴³⁾。1959年夏から散発的に発生するようになった武力衝突は、1959年10月の衝突を境に、両国が抑制的姿勢を取ったことで、いったんは止む気配を見せたものの、1961年11月になると、インドは係争地域内で中国の支配が及んでいない地域に哨戒拠点や駐屯地を設ける、より積極的な「前進政策 (forward policy)」を採用した⁽⁴⁴⁾。

この前進政策の採用が、結果的に中印戦争の引き金となった。1962年10月20日、中国軍は東西両国境地域で軍事侵攻を開始する。インドは前進政策を取りつつも、中国が実際に戦争に訴えることは予想しておらず、十分な備えもなかったため、大敗北を喫することとなった⁽⁴⁵⁾。同年11月21日、中国は一方的停戦を宣言する。なお、このときの中国側の目的は、

⁽³⁶⁾ *White Paper No.III, op.cit.*(21), p.61.

⁽³⁷⁾ "Letter from the Prime Minister of India to the Prime Minister of China, 14 December 1958," Government of India, *White Paper*, p.48.

⁽³⁸⁾ "Letter from the Prime Minister of China to the Prime Minister of India, 23 December 1959," Government of India, *White Paper*, p.53.

⁽³⁹⁾ "Informal Note given by the Foreign Secretary to the Chinese Ambassador, 18 October 1958," Government of India, *White Paper*, pp.26-27.

⁽⁴⁰⁾ M. Taylor Fravel, *Strong Borders, Secure Nation: Cooperation and Conflict in China's Territorial Disputes*, Princeton: Princeton University Press, 2008, p.81.

⁽⁴¹⁾ Chung, *op.cit.*(16), pp.101-102.

⁽⁴²⁾ Lorenz Lüthi, "Sino-Indian Relations, 1954-1962," *Eurasia Border Review*, vol.3, Special Issue, Summer 2012, p.95.

⁽⁴³⁾ Neville Maxwell, "China and India: the Un-Negotiated Dispute," *The China Quarterly*, vol.43, September 1970, p.65.

⁽⁴⁴⁾ Fravel, *op.cit.*(40), p.106.

⁽⁴⁵⁾ Chung, *op.cit.*(16), pp.106-107.

インドに対して一種の懲罰を与えることにあり、領土の占領そのものが目的ではなかったとされる⁽⁴⁶⁾。そのため、同国は停戦を宣言した後、東部国境の係争地域からは完全に撤退し、西部では完全な引上げとまではいかなかったものの、中国が主張する、インドが前方の係争地に進出し始める以前の実効支配線の北方にまで引き上げるとした⁽⁴⁷⁾。

停戦後、インドはさらに態度を硬化させ、以後しばらく、中印関係は悪化の一途を辿ることになった。1963年には、中国は、インドと敵対していたパキスタンとの間で、国境交渉を決着させ、インドも領有権を主張していた、カシミール地方のパキスタン支配地域の一部であるトランス・カラコルム地域の管理が中国に移管された。これをもって、中国とパキスタンの関係は一種の疑似同盟関係に発展し、1965年の第二次インド・パキスタン戦争では、中国はインドに対し、パキスタンを支援する軍事介入の最後通牒まで発している⁽⁴⁸⁾。加えて、1964年の中国の核実験はインドに大きな衝撃を与え、また1975年に、インドが従前から保護国としていたシッキムを併合した際、中国はこれを強く非難した⁽⁴⁹⁾。ただし、こうした関係悪化の流れの中でも、中ソ対立が激化して中国が北方への警戒に力を割かねばならなくなったこともあり、1967年に小規模な衝突が発生して以降は、国境地域では軍事的には比較的平穏な状態が続いた⁽⁵⁰⁾。

2 1970年代半ばから2000年まで

1970年代後半、毛沢東が亡くなったことや、インドが外交上のソ連依存の是正を模索し始めたことで、関係改善の機運が生まれる⁽⁵¹⁾。1976年には、1962年以降初めて、両国間で大使の交換が行われた。1979年にはインド外相アタル・ビハリ・ヴァジパイ (Atal Behari Vajpayee) が訪中、関係改善を打診する⁽⁵²⁾。中国側も融和姿勢を見せ、鄧小平はヴァジパイに対し、かねてからインドが懸念していた同国東北部の反乱勢力への支援を、中国は既に停止したことを伝えるとともに、翌年6月には、非公式な形ではあるものの、かつて周・ネルー会談で中国側が提案した領土の東西交換論を再び提起した⁽⁵³⁾。

こうした流れの中で、1981年12月、国境問題に関する中印間の公式協議が始まる。だが、これはすぐに行き詰まった。中国側の東西交換論に対するインドの立場は、そもそも中国に領有権を主張する権利などないはずの東部国境地域での現状承認と引換えに、中国に不法占拠されている西部国境地域の領有権を放棄するなどあり得ない、というものであった。インドは東西パッケージでの解決ではなく、個別の問題解決を主張し、1983年には中国が同意する。しかしながら、1985年10月の第6回協議において、中国は突如姿勢を転換し、東部国境地域での譲歩をインドに対して強く要求、解決は遠ざかった⁽⁵⁴⁾。

協議が行き詰まる中、二つの出来事が重要な意味を持った。第一に、インドは従来、東部国

(46) Mitchell and Bajpae, *op.cit.*(10), p.152.

(47) Chellaney, *op.cit.*(30); Garver, *op.cit.*(17), p.80.

(48) Russell J. Leng, *Bargaining and Learning in Recurring Crises: The Soviet-American, Egyptian-Israeli, and Indo-Pakistani Rivalries*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2000, p.231.

(49) Mitchell and Bajpae, *op.cit.*(10), p.153.

(50) M. Taylor Fravel, "Power Shifts and Escalation: Explaining China's Use of Force in Territorial Disputes," *International Security*, vol.32, no.3, Winter 2007/2008, pp.71-72.

(51) Mitchell and Bajpae, *op.cit.*(10), p.153.

(52) Chung, *op.cit.*(16), p.110.

(53) Garver, *op.cit.*(17), p.101.

(54) *ibid.*, pp.95, 101-104. この方針転換は、交渉上の戦略であったとされる。Chung, *op.cit.*(16), p.113.

境地域を、北東辺境管区 (North-Eastern Frontier Agency: NEFA) として位置付けてきたが、1986年12月に、インド議会がこれを、共和国を構成する完全な州に格上げし、アルナチャル・プラデシュ州とすることを決めた⁽⁵⁵⁾。中国はこの動きに強く反発した。第二に、これを受ける形で緊張が高まり、当時インド軍が東部国境地域で行っていたチェッカーボード作戦 (Operation Chequerboard) と呼ばれる大規模な軍事演習が、中印間の軍事危機に発展、1987年の春までには、両国併せて40万人もの部隊が、マクマホン・ラインを挟んで睨み合う事態となった⁽⁵⁶⁾。この危機は戦争には至らなかったものの、1987年11月に行われた最後の協議はその煽りを受け、成果のないままに終わった⁽⁵⁷⁾。

しかしながら、中印関係は、ここから本格的な改善に向かう。1980年代末から1990年代初頭の国際政治環境は、中国が天安門事件で国際的に孤立し、インドは最も重要な同盟国であったソ連を失い、さらに東西冷戦の二極構造の崩壊によって国際政治上の米国の圧倒的優位が確立されるなど、両国の接近を促す要素を多く持っていた⁽⁵⁸⁾。

関係改善に向けた動きの直接的な契機となっ

たのは、1988年12月に、ラジヴ・ガンディー (Rajiv Gandhi) が、インド首相としては34年ぶりの訪中を行い、伝統的に同国が取ってきた、国境問題の解決を関係正常化の前提とする立場を転換したことである⁽⁵⁹⁾。これを受けて、両国の外務次官の下、国境問題の解決ならびに国境地域での衝突回避を任務とした、合同作業部会 (Joint Working Group: JWG) が設置される。このJWGは、国境問題そのものの解決よりも、多くの軍事的な信頼・安全醸成措置 (Confidence and Security Building Measures: CSBM)⁽⁶⁰⁾を生む形で成果を残していくことになる。1993年には、実効支配線の尊重と、武力の使用や威嚇を行わないことなどを約した、「国境実効支配線地域の平和と平穏を維持する協定」(以下、「93年協定」と略記)が締結され⁽⁶¹⁾、1996年にはより踏み込んだ内容のCSBMを含む、「国境実効支配線地域の軍事分野における信頼醸成措置に関する協定」(以下、「96年協定」と略記)も採択された⁽⁶²⁾。

1998年5月のインドの核実験は、当時のインド政府が、実験の正当性を主張する上で中国の脅威に言及したこともあり、こうした関係改善の一次的な停滞をもたらした⁽⁶³⁾。しかし、

(55) Garver, *op.cit.*(17), p.105. NEFAの州への格上げそのものは、対中戦略からというよりも、国内政治上の配慮の面が大きかったとされる。ただし、正式な州として連邦に編入されたことは、インドにとって、この地域での譲歩がより困難になることを意味した。

(56) Chung, *op.cit.*(16), p.113.

(57) *ibid.*

(58) *ibid.*, p.116.

(59) Malone and Mukherjee, *op.cit.*(33), p.143.

(60) なお、「信頼・安全醸成措置」を意味するCSBMよりも、「信頼醸成措置 (Confidence Building Measures: CBM)」の方が、用語としては認知度が高いものと思われる。これらの概念は、冷戦期の欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Cooperation in Europe: OSCE) の過程で大きく発展してきた。OSCEを扱った先行研究によれば、CSBMはCBMをより発展させたもので、より実効性の高い措置、例えば特定の軍事活動に対する制限措置や検証措置などを含むものとされる。佐渡紀子「OSCEにおける信頼安全醸成措置—メカニズムの発展と評価—」『国際公共政策研究』2巻1号, 1998.3, pp.220-222. 中印の文脈では、特定の軍事活動に制限を課す措置も含まれていることから、本稿では表現をCSBMに統一することとした。

(61) *Agreement on the Maintenance of Peace along the Line of Actual Control in the India-China Border*, September 7, 1993. <<http://www.stimson.org/research-pages/agreement-on-the-maintenance-of-peace-along-the-line-of-actual-control-in-the-india-china-border/>>

(62) *Agreement Between the Government of the Republic of India and the Government of the People's Republic of China*, November 29, 1996. <<http://www.stimson.org/research-pages/confidence-building-measures-along-the-line-of-actual-control-in-the-india-china-border-areas/>> これらのCSBMについては、第Ⅲ章第3節で詳述する。

その影響は一時的なものに留まった。翌年の1999年6月には、実効支配線の確定のための協議の開催と、二国間の安全保障対話の開始が合意されている⁽⁶⁴⁾。

3 2000年以降

(1) 2000年から2012年

2000年代に入っても、関係改善の流れは続いた。2003年には、ヴァジパイがインド首相として中国を訪問し、両国は、「対等の立場で協議を行い、公正かつ適正で、相互に受け入れ可能な解決策を模索する」こと、そうした問題解決の枠組みを協議するための特別代表を任命することで合意した⁽⁶⁵⁾。これは、より政治的な観点から問題の最終的解決を目指し、国境協議を「次の段階」へと進めるものであった⁽⁶⁶⁾。また、インドが改めて、チベットは中国の一部であるとの立場を表明したことを受けて、中国は初めて、シッキムがインドの一部であることを暗に認めた⁽⁶⁷⁾。そして2005年4月、温家宝首相が訪印した際に、「国境問題解決のための政治的指針と指導原則」が調印され、武力による紛争解決の放棄、相互の戦略的利益への配慮、係争地域の住民の利益の保護などを原則とし、

全地区にわたる包括的かつ最終的な解決が目指されることとなった⁽⁶⁸⁾。

現在、両国間では、首脳や閣僚の相互訪問が毎年行われており、特別代表間の国境協議は、2013年6月には第16ラウンドを数えるに至った。軍事的なCSBMは、国境問題に焦点を当てたものから、より幅広い領域へと広がり、2006年の国防当局間交流開始に関する覚書の締結⁽⁶⁹⁾、2007年と2008年の対テロ合同軍事演習の開催⁽⁷⁰⁾、2009年の両国首脳間のホットライン設置に関する合意へと繋がった⁽⁷¹⁾。国防当局間の年次会合も行われている⁽⁷²⁾。

しかしながら、ここで留意すべきなのは、これらの一連の流れは、国境問題そのものが解決に向かう方向で推移していることを意味するわけではない点である。むしろ、特に2006年以降、国境問題での中国の強硬な姿勢が目立つようになり、東部国境地域での領有権主張を強めてきていることが指摘されている⁽⁷³⁾。2006年11月、胡錦濤国家主席の訪印の直前に、中国の駐印大使が、インドのアルナチャル・プラデシュ州はその全土が中国領であると発言し、インド側の強い抗議を呼んだ⁽⁷⁴⁾。また、中国はインドの政治指導者らのアルナチャル・プラデシュ

(63) Zhang and Li, *op.cit.*(28), p.7.

(64) Sidhu and Yuan, *op.cit.*(1), p.358.

(65) *Declaration on Principles for Relations and Comprehensive Cooperation between the People's Republic of China and the Republic of India*, June 25, 2003. <<http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjdt/2649/t22852.htm>>

(66) Zhang Guihong, "Sino-Indian Security Relations: Bilateral Issues, External Factors and Regional Implications," *South Asian Survey*, vol.12, no.1, March 2005, p.62.

(67) Surjit Mansingh, "India-China Relations in the Context of Vajpayee's 2003 Visit," *Sigur Center Asia Papers*, no.21, 2005, p.5.

(68) 広瀬崇子「印中接近の要因と限界」『海外事情』53巻10号, 2005.10, p.41.

(69) Robert Karniol, "China, India Sign MoU on Defence Co-operation," *Jane's Defence Weekly*, vol.43, no.23, June 7, 2006.

(70) "Sino-Indian Military Training Successful: Military Official," *Xinhua General News Service*, December 25, 2007; "China, India Conclude Joint Anti-Terror Military Training with Comprehensive Drill," *Xinhua General News Service*, December 12, 2008.

(71) Sandeep Dikshit, "India, China to Set up Hotline," *Hindu*, 2009.8.9. <<http://blogs.thehindu.com/delhi/?p=27548>>

(72) Rup Narayan Das, "India-China Relations: A New Paradigm," *IDSIA Monograph Series*, no.19, May 2013, p.56. <<http://www.idsia.in/system/files/Monograph19.pdf>>

(73) Keshava D. Guha, "Sino-Indian Relations: History, Problems and Prospects," *Harvard International Review*, vol.34, no.2, Fall 2012, p.28.

(74) Nilova Roy Chaudhury, "Close to Hu Visit, China Claims Arunachal," *Hindustan Times*, November 14, 2006.

州訪問に反発を示しており、2008年と2009年にマンモハン・シン (Manmohan Singh) 首相が同地を訪れた際などに抗議している⁽⁷⁵⁾。同じく2009年には、アジア開発銀行によるアルナチャル・プラデシュ州での灌漑事業への出資に、中国が反対を表明した⁽⁷⁶⁾。これらを受けて、公式なレベルでは深刻化しなかったものの、2009年には中印両国でそれぞれ、相手方を非難する声が高まった⁽⁷⁷⁾。この他、中国が同州出身のインド政府や軍の当局者、民間人に対し、正式なビザの発給を拒否していることや⁽⁷⁸⁾、2012年には、中国が新しく発行した電子パスポート上で、インドとの係争地域が中国領に含められており、これに対してインドがそれらを自国領と表示したビザを発給して報復したことなどがあり、両国間での外交上の摩擦は激しくなっている⁽⁷⁹⁾。

さらに目を引くのは、中印両方の側において、

相手方が実効支配線を侵犯したとする報道が増加傾向にあることである⁽⁸⁰⁾。もともと各国境地域では、中印の認識する実効支配線の位置が異なっていることから、相互に侵犯とみなす事態が発生するのは珍しいことではない⁽⁸¹⁾。だからこそ両国は、いわば領有権を主張する手段として、自国の認識する実効支配線の位置まで偵察部隊を送ってきたし、従来はいずれも、実効支配線を越えて相手側の偵察部隊などが侵入しても、それほど事を荒立てて強く非難することはあまりなかった⁽⁸²⁾。しかし、近年、特にインドは中国が侵犯の回数を急速に増加させてきているとの懸念を強めており、その正確な回数は定かでないものの、2012年には400回に達したとの報道がある⁽⁸³⁾。一方、中国はインドによる侵犯の回数を公表していないが、インド側の方がより回数が多いとの見方もある⁽⁸⁴⁾。

これらの侵犯の多くは、攻撃的な性質のもの

(75) “China Confirms Protesting Manmohan Singh’s Visit to Arunachal Pradesh,” *Hindustan Times*, February 14, 2008; “India slams China’s Opposition to PM’s Visit,” *Assam Tribune*, October 13, 2009. この他、2012年に国防相が同地を訪問した際も、中国は抗議している。“China’s Objection to My Arunachal Visit Most Unfortunate: Antony,” *Hindustan Times*, February 27, 2012.

(76) “ADB Turns Down Chinese Objection on Arunachal,” *Hindustan Times*, July 9, 2009.

(77) “War of Words: China Revives Border Row,” *Hindustan Times*, October 16, 2009; Peter Ford, “Rivals China, India in Escalating War of Words,” *Christian Science Monitor*, October 20, 2009.

(78) “China Denies Visa to Arunachal Youth,” *Hindustan Times*, July 15, 2012; “IAF Officer from Arunachal Denied Visa by China,” *Asian News International*, January 8, 2012; “We will not Accept Stapled Visas: Antony,” *Times of India*, January 14, 2011. 中国は、インド側カシミール地方からの渡航者に対しても、同様の措置を取っており、パキスタンに配慮しているものと思われる。

(79) “Now India, China in Map Row over Arunachal Pradesh, Aksai Chin,” *India Today*, November 23, 2012. <<http://indiatoday.intoday.in/story/india-china-map-row-arunachal-pradesh/1/230544.html>>

(80) Zhang and Li, *op.cit.*(28), p.7.

(81) Liu Zongyi and Jabin T. Jacob, “The China-India Border Issue in 2013: Point and Counter-Point,” *Future Directions International Associate Paper*, May 28, 2013, p.3. <<http://www.futuredirections.org.au/publications/associate-papers/1062-the-china-india-border-issue-in-2013-point-and-counter-point.html>> 東部国境地域では、雪深さが実効支配線の位置を確認することを困難にしているとの指摘もある。Goswami, *op.cit.*(32), pp.2, 4-5.

(82) インド陸軍は公式には、意図的な“incursion”は存在せず、相互の実効支配線に関する認識の違いに起因する、“transgression”が発生しているのみであるとの立場を取る。Arun Joshi, “Two Chinese Helicopters Entered India in August,” *The South Asian Times*, September 14, 2011. 中国も同様の主張をしている。“China Shrugs off Border Violations,” *Hindustan Times*, June 26, 2012. なお、こうした事情ゆえ、厳密に言えば、客観的に「侵犯」が発生しているかどうかの判断は極めて困難である。ただし本稿では、煩雑化を避けるため、少なくとも一方が実効支配線の侵犯であると認識または主張している事象については、特にその当否を判断せず、「侵犯」の語を用いることとした。

(83) Bharti Jain, “Chinese Troops’ Refusal to Retreat was a Unusual Gesture,” *Times of India*, April 25, 2013.

(84) インド軍当局者が、匿名でこうした見解を明らかにしている。“Incursions: Indians Made More Forays into ‘Chinese Areas,’” *Hindustan Times*, July 30, 2013.

ではないとされる。両国の偵察部隊がはち合わせることすらなく、石を積んだり、ゴミを置いて行ったりといった痕跡から、侵犯があったことが推測されるといった事例が大半である。だが、両国の部隊が睨み合いになるケースが増加していることも事実であり、この点もインドの懸念を呼んでいるという。⁽⁸⁵⁾

(2) ドーラト・ベグ・オルディ事件とその後の経緯

こうした中で、2013年4月に発生し、インド国内で「過去25年間で最も強い非難」⁽⁸⁶⁾を呼び起こしたのが、西部国境地域の実効支配線の近く、インド側カシミールのラダク東部にあるドーラト・ベグ・オルディ (Daulat Beg Oldie: DBO) 地区に、中国軍部隊が侵入した事件である。

4月15日、人民解放軍の部隊約30~40名が、実効支配線を越えてインド側に10km程度侵入し、キャンプを設置していることが、インド側によって確認された。これを受けて、インドも中国の部隊に対峙させる形で、インド・チベット国境警察 (Indo-Tibetan Border Police) の部隊を配置し、さらに陸軍山岳部隊の要員を派遣、両国の部隊が睨み合う構図となった⁽⁸⁷⁾。インド側は撤退を求めたが、中国側は実効支配線を越えておらず、完全に両国間の合意に沿った行動を取っていると主張、引上げを拒否した⁽⁸⁸⁾。

類似の事態は過去にも頻繁に発生していたが、今回のように、侵入した中国側がキャンプを設置し、そこに留まる意志を示したことはこれまでになかったとされる⁽⁸⁹⁾。

とは言え、中印いずれの政府も、事を荒立てることを望まなかった。折しも、インドはサルマン・クルシード (Salman Khurshid) 外相の訪中を、中国は李克強首相の初外遊としての訪印をそれぞれ5月に予定していた。インドのシン首相は、この事態を「局地的な問題」であると述べ⁽⁹⁰⁾、中国側でも、外交部報道官が、両国関係の深化と両立するような処理が可能との見方を示すなど⁽⁹¹⁾、両国は公のレベルでの敵対的な発言を控えた。その結果、事態は既存のCSBMに則って、現地司令官間の臨時国境会合によって処理されることになり、4月18日に最初の会合が行われた⁽⁹²⁾。協議の過程で、中国側はインド側に対し、当該地域においてインドが新しく設置した施設の撤去と、偵察行為の縮小を求めたという⁽⁹³⁾。最終的に、5月5日の第5回会合で交渉が妥結し、両国はともに、配置していた部隊を引き上げ、「4月15日以前の状態」を回復することで合意した⁽⁹⁴⁾。

中国側がこうした行動に出た理由については、親インド政策に反対する人民解放軍の内部分子の独断や、インドに国境問題そのものの決着に向けた圧力をかけるという意図、さらにはインドの反応を試す目的など、様々な説が指摘

⁽⁸⁵⁾ Das, *op.cit.*(72), p.57.

⁽⁸⁶⁾ Rama Lakshmi, "Alleged Border Incursion Poses Test for Diplomats in New Delhi," *Washington Post*, May 3, 2013. ただし、後述するように、インド政府としてはそれほど強い非難を発していない。

⁽⁸⁷⁾ "Chinese Troops Set up Post 10km inside Ladakh," *Times of India*, April 20, 2013.

⁽⁸⁸⁾ "FM: China-India Border Troops Strictly Observe Agreements," *Xinhua General News Service*, April 24, 2013.

⁽⁸⁹⁾ Raffaello Pantucci, "Beyond the Ladakh Border Dispute," *RUSI Newsbrief*, vol.33, no.4, July 2013, p.13; Liu and Jacob, *op.cit.*(81), pp.1, 6-7.

⁽⁹⁰⁾ "PM Hopeful of Resolving Ladakh Issue," *Hindustan Times*, April 28, 2013.

⁽⁹¹⁾ "China, India Consulting on Border Issues: Spokeswoman," *Xinhua General News Service*, May 2, 2013.

⁽⁹²⁾ "Indian, Chinese Army Officers Meet to Defuse Border Tensions," *Indo-Asian News Service*, April 23, 2013.

⁽⁹³⁾ Gardiner Harris and Edward Wong, "Where China Meets India in a High-Altitude Desert, Push Comes to Shove," *New York Times*, May 3, 2013.

⁽⁹⁴⁾ "India, China Agree to Status Quo in Ladakh: MEA," *Indo-Asian News Service*, May 6, 2013.

されているが⁽⁹⁵⁾、中国当局がこの事件についてほとんど説明を行おうとしていないこともあり、真相ははっきりしない⁽⁹⁶⁾。むしろ特筆すべきなのは、その後の経過であった。5月9日に行われた外相会談で、インドはこの件について、中国に説明を求めなかった⁽⁹⁷⁾。また、5月末の李首相の訪印時も、国境問題は触れられこそしたものの、概ね主要議題にはならなかったとされる⁽⁹⁸⁾。

4月の事件以降も、実効支配線の侵犯の発生は繰り返し報じられているが⁽⁹⁹⁾、それでもこうした関係強化の流れは維持されている。6月末の特別代表間国境協議は予定通り行われ、7月上旬には、A.K.アントニー (A.K. Antony) 国防相が訪中、国境防衛協力協定 (Border Defence Cooperation Agreement: BDCA) の早期締結で合意した⁽¹⁰⁰⁾。2013年初頭に中国側が提案したBDCAは、既存のCSBMを一つにまとめ、より発展させたような協定になると見られているもので、現在両国間で交渉が進められており、報道では今年10月のシン首相訪中時に、署名にこぎつけることが想定されているという⁽¹⁰¹⁾。

この他、8月21日には、2010年11月以来中断していた中印戦略対話が再開され、ここでもBDCAに関して議論がなされている⁽¹⁰²⁾。

III 中印関係の全体構造と国境問題

改めて述べるまでもないが、国境問題は、基本的には国家間関係の全体構造の一局面を構成するものである。そしてそれゆえ、国境問題の状況が、中印の二国間関係の、国境問題以外の局面から何らかの影響を受けることは、容易に想像できよう。

ここまで概観してきた中印間の国境問題の現状を見ると、特徴的なものとして、二つの様態が目立つ。一つは、中印両国がこれまで、概ね、国境問題を安定的に管理してきたという点である。4月のDBO事件からも明らかのように、両国の間では、各国境地域での駐留部隊による偵察活動の応酬が続いている。それにもかかわらず、それらの行動に起因して、二国間関係が決定的に悪化するような事態は発生していない。広い意味での二国間関係は勿論のこと、

⁽⁹⁵⁾ こうした議論をまとめたものとして、Mandip Singh, "Chinese Intrusion into Ladakh: An Analysis," *Journal of Defence Studies*, vol.7, no.3, July-September 2013, pp.127-128; Sana Hashmi, "India-China Stand-off in Depsang: Some Observations," *Centre for Air Power Studies Issue Brief*, June 10, 2013, pp.2-3. <http://www.academia.edu/3710152/India-China_Stand-off_in_Depsang_Some_Observations>

⁽⁹⁶⁾ 恐らく最も公式の説明に近いものとして、中国軍系列の研究機関が、一種の事故であったとの見方を示している。Indrani Bagchi, "Depsang Bulge Incursion Accidental, Chinese Military Thinktank Says," *Times of India*, July 16, 2013.

⁽⁹⁷⁾ Saibal Dasgupta, "Didn't Ask Why Incursions Took Place: Salman Khurshid," *Times of India*, May 10, 2013.

⁽⁹⁸⁾ Pantucci, *op.cit.*(89)

⁽⁹⁹⁾ Mohan Malik, "'Victory without Bloodshed': China's India Strategy," *Diplomat*, August 20, 2013. <<http://thediplomat.com/2013/08/20/victory-without-bloodshed-chinas-india-strategy/>> 具体例としては、"Ex-BJP MP Alleges Fresh Chinese Incursion into Arunachal," *Assam Tribune*, August 20, 2013; "Chinese Troops Prevent India Army Personnel from Patrolling Border Area - Report," *BBC Monitoring South Asia*, August 4, 2013; "Indian, Chinese Patrols 'Face Off' in Ladakh Again," *Times of India*, July 22, 2013.

⁽¹⁰⁰⁾ Kor Kian Beng, "China, India to Boost Defence Ties: Defence Ministers Agree to Resolve Long-Running Border Dispute," *Strait Times*, July 8, 2013.

⁽¹⁰¹⁾ "PM to Visit China in Oct, Border, Trade Talks on Agenda," *Hindustan Times*, August 19, 2013; Rajat Pandit, "India, China Set to Ink Border Pact to Prevent Face-off," *Times of India*, August 3, 2013; Indirani Bagchi, "India, China to Hold Border, Security Pact Talks on July 23-24," *Times of India*, July 11, 2013.

⁽¹⁰²⁾ Sandeep Dikshit, "India, China Hope to Finalise Border Defence Cooperation Pact," *Hindu*, August 21, 2013. <<http://www.thehindu.com/todays-paper/tp-national/india-china-hope-to-finalise-border-defence-cooperation-pact/article5043266.ece>>

1980年代末以降今日まで継続されながら、両国の当局者らや専門家がほとんど成果を生んでおらず、かつ見通しすら立たないことを認める国境対話でさえも、国境地域で少しでも自国に有利な状況を作り出そうとする、こうした「競争的な」行為から決定的な悪影響を受けて、破たんするような状況には陥っていないのである。

他方で、もう一つの重要な様態は、少なくとも一見、第一の点と矛盾するような、国境問題をめぐる不安定性が顕在化しつつあることである。具体的には、特に2000年代後半以降、中国の姿勢がより強硬になりつつあることや、両国がともに、各国境地域の実効支配線付近で、活動を活発化させてきていることを指す。

現在の中印国境問題のこれら二つの様態について、それが成立し、かつ維持されている因果関係を、明確に解き明かすことは容易ではない。しかしながら、冒頭で述べた、二国間関係の全体構造の中での国境問題という視点からこれを見た場合に、より幅広い中印の二国間関係と国境問題の間に、それらを生む方向で作用するであろう、二つのメカニズムの存在を見出すことができる。すなわち、一つは、幅広い中印関係の正の側面が、国境問題を安定化させる形で作用するメカニズムであり、もう一つは、両国間の関係上の負の側面が、国境問題における不安定性を顕在化させる形での影響を生むものである。これを理解するためにはまず、国境問題を越えた幅広い中印関係の現状を把握する必要がある。

1 中印の二国間関係の概要

しばしば指摘されるように、中印両国は、優先度の高い国家的課題を共有している。すなわち、高い経済成長率を今後も維持し、それぞれが抱える、10億を超える国民全体の生活水準を向上させることであり、それゆえ両国間で協調的な関係性を維持し、国境地域の安定を保つことは、その経済成長のための前提条件であると見なされているのである⁽¹⁰³⁾。

より積極的な協調としての二国間協力から得られる利益も大きい。まず目につくのは、経済的な関係の著しい深化である。両国間の貿易額は、2000年4月-2001年3月期には約23.3億ドルだったものが、2012年4月-2013年3月期には約657.8億ドルに達しており⁽¹⁰⁴⁾、2008年以降、中国は米国に代わり、インドの最大の貿易相手国としての地位を占め続けている⁽¹⁰⁵⁾。2013年5月の李首相訪印時にも、共同声明の最大の焦点は経済にあり、両国間の貿易額を、2015年までに1000億ドルに増大させる目標が改めて述べられた⁽¹⁰⁶⁾。他方、軍事面で両国の協力が進んでいるのは、テロ対策の分野である。これには、中国は新疆ウイグル自治区で、インドは主にカシミール地域において、ともにイスラム過激派によるテロの脅威に直面しているという事情がある。2007年に第1回が行われた合同の対テロ軍事演習は、中印間の軍事的な信頼醸成措置としての位置付けも当然持っているが、こうした共通の利益をベースにしていることも確かであり、2008年の第2回演習の後、いったん中断されていたものの、2013年末に第3回目が行われる見込みである⁽¹⁰⁷⁾。

⁽¹⁰³⁾ Zhang and Li, *op.cit.*(28), pp.8-9.

⁽¹⁰⁴⁾ Ministry of Commerce & Industry, Government of India, *Export Import Data Bank Version 6.0-Tradestat*. <<http://commerce.nic.in/eidb/default.asp>>

⁽¹⁰⁵⁾ Embassy of India, Beijing, China, "India-China Bilateral Relations: Trade & Commercial Relations." <<http://www.indianembassy.org.cn/DynamicContent.aspx?MenuId=3&SubMenuId=0>>

⁽¹⁰⁶⁾ Ministry of External Affairs, Government of India, *Joint Statement on the State Visit of Chinese Premier Li Keqiang to India*, May 20, 2013. <<http://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/21723/Joint+Statement+on+the+State+Visit+of+Chinese++Li+Keqiang+to+India>>

⁽¹⁰⁷⁾ "Indian, Chinese Armies to Hold Joint Exercise." *Times of India*, August 1, 2013.

二国間の協力を越えた、グローバルな国際政治の舞台での協力も、中印両国が利益を見出している点である。両国は、現在台頭しつつある新興国の代表格として、既存の国際秩序の受益者である一方で、それに制約されている面もあり、秩序を変えていくという目標を共有していることが指摘される⁽¹⁰⁸⁾。すなわち、温暖化問題や国際貿易と金融、国内政治への不介入などのルールの面で、両国は欧米諸国が作り上げてきた既存の国際秩序の中に、新興国としての要求を反映させていくという面で目標が共通しており、BRICSやG20といった枠組みでの協力を通じて、その実現を志向している⁽¹⁰⁹⁾。

一方で、これらの中印関係の正の側面が多様であるのと同じように、両国間の負の側面も、国境問題に限定されるものではない。中国にとって、インドとの関係上、国境問題と並ぶ懸念事項と見なされているのは、チベット問題、すなわち中国のチベット統治の安定に対するインドの姿勢であり、インドにとっては、国境問題よりも大きな対中関係上の懸案は、中国のパキスタンとの関係であるとの指摘もある⁽¹¹⁰⁾。

チベット問題では、インドはかつて1950年代に、チベットの中国への抵抗を支援していたことがあったが、現在ではチベットが中国の一部との立場を明確にしている。とはいえ、イン

ドは1959年以降、反中国活動を行わないという条件付きながらダライラマを庇護し、また大規模な亡命チベット人コミュニティを受け入れ、ダラムサラの亡命政府の存在を許容している。中国は、こうしたインド政府の政策ゆえに、チベット問題が片付かないと考えており、それゆえチベットをめぐるインドの姿勢に神経を尖らせているとされる。中国が依然、インドが秘密裏にチベットの独立勢力を支援しているのではないかとの懸念を抱いていると指摘する向きもある⁽¹¹¹⁾。そして、こうした中国政府のチベット問題に関する恐怖は、2008年のラサで発生した暴動以降、より強まっている⁽¹¹²⁾。

他方でインドは、1960年代から続く中国とパキスタンとの疑似同盟関係を常に懸念してきた。インドにとってパキスタンは、未解決の領土問題の相手国というだけでなく、同国を拠点とするテロが、今日に至るまで、インドの安全保障上の主要な脅威となっている⁽¹¹³⁾。中国は、1999年の印パ間の軍事衝突の際、従来のパキスタン寄りの姿勢を修正する兆しを見せたが⁽¹¹⁴⁾、これは中パ関係の基調を転換させるには至らず、近年では後述する米印の接近を受け、中パ間の関係緊密化がさらに進んでいる⁽¹¹⁵⁾。インドは伝統的に、こうした動きを、パキスタンを利用して中国が自国を封じ込めようとする

(108) Liu and Jacob, *op.cit.*(81), p.4.

(109) Zhang and Li, *op.cit.*(28), pp.8-9.

(110) Murray Scot Tanner et al., *Distracted Antagonists, Wary Partners: China and India Assess their Security Relations*, September 2011, pp.13-14, 20-22. <<http://www.cna.org/sites/default/files/research/Distracted%20Antagonists%2C%20Wary%20Partners%20D0025816%20A1.pdf>>

(111) Hsu, *op.cit.*(1), p.7.

(112) Rajiv Sikri, "The Tibet Factor in India-China Relations," *Journal of International Affairs*, vol.64, no.2, Spring/Summer 2011, pp.61-65; Francine R. Frankel, "The Breakout of China-India Strategic Rivalry in Asia and the Indian Ocean," *Journal of International Affairs*, vol.64, no.2, Spring/Summer 2011, pp.3-4.

(113) Ministry of Defense, Government of India, *Annual Report 2011-2012*, 2012, pp.5-6.

(114) Mussarat Javaid Cheema, "International Community on Kargil Conflict," *South Asian Studies*, vol.28, no.1, January-June 2013, p.93.

(115) Yuan Jingdong, "Beijing's Balancing Act: Courting New Delhi, Reassuring Islamabad," *Journal of International Affairs*, vol.64, no.2, Spring/Summer 2011, pp.45-46; Mohan Malik, "India-China Competition Revealed in Ongoing Border Disputes," *Power and Interest News Report*, October 9, 2007, p.3. 中パ関係が近年緊密化している背景としては、これと並んで、米パ関係が悪化していることも挙げられている。井上あえか「パキスタンからみる対中国関係」『現代インド研究』3号, 2013, pp.101-102.

ものと見てきた⁽¹¹⁶⁾。具体的なインドの懸念は、インドも領有権を主張するパキスタン側カシミール地域で、パキスタンとの協力の下、中国軍が活動を活発化させつつあることや、印パの領土問題での中国のパキスタン寄りの姿勢、そして軍事面、特に核開発面での中国のパキスタン援助にある⁽¹¹⁷⁾。

これらの問題を、近年再活性化しつつある伝統的な懸案事項として括るとすれば、新しい懸案事項も出てきている。中国は、2005年に米印間の原子力協力協定の締結が合意されて以降、インドが安全保障面を含めた米国との関係を急速に深めていることについて、これが自国に対する封じ込めを意図したものであるとの懸念を強く持っている⁽¹¹⁸⁾。とりわけ中国が神経を尖らせているのは、インド洋地域での米印間の軍事協力の深化である⁽¹¹⁹⁾。他方インドは、中国がパキスタンだけでなく、近隣のバングラデシュやスリランカ、ネパール、ミャンマーなどと軍事面での協力を進めつつあることを、ちょうどその裏返しで捉えている⁽¹²⁰⁾。これら以外にも、拡大しつつある中印間の貿易不均衡

の問題や⁽¹²¹⁾、チベット問題と関連した水資源の問題⁽¹²²⁾、さらにはインド洋地域での角逐など⁽¹²³⁾、中印間の懸案事項は多岐にわたるようになっている。

2 国境問題への波及効果

これらのより幅広い中印の二国間関係における正の側面と負の側面を踏まえた上で、それらと国境問題の間に存在するメカニズムについて、改めて目を向けてみたい。

より分かりやすいのは、正の側面が、国境問題の安定的管理に寄与するメカニズムである。中印両国が近年、先に挙げたような協調から得られる利益の大きさを強く認識しており、それゆえ、二国間関係が国境問題だけに支配されることがないように気を配り、かつ、そうした利益が明白な分野における協力を優先的に推し進めてきたことは、しばしば指摘される点である⁽¹²⁴⁾。これは裏返せば、国境問題での摩擦が深刻化して二国間関係が決定的に悪化し、それらの利益が失われることを、両国が強く忌避してきたことを意味する。度重なる首脳や閣僚の

⁽¹¹⁶⁾ Rory Medcalf and Ashley Townshend, "India and China: Competitive Coexistence in the Asian Century," Amitendu Palit and Gloria Spittel, eds., *South Asia in the New Decade: Challenges and Prospects*, Singapore: World Scientific, 2013, pp.20-21; Yuan, *ibid.*, p.38.

⁽¹¹⁷⁾ "Address by Foreign Secretary at ORF Conference on China "India-China Relations", *Hindu*, December 4, 2010. <<http://www.thehindu.com/news/resources/address-by-foreign-secretary-at-orf-conference-on-china-indiachina-relations/article929899.ece>>

⁽¹¹⁸⁾ Monica Chansoria, "India and China: Assessing the Need to Strengthen Bilateral Confidence Building Measures," *Sandia Report*, October 2012, p.8; Brahma Chellaney, "Rising Powers, Rising Tensions: The Troubled China-India Relationship," *SAIS Review of International Affairs*, vol.32, no.2, Summer-Fall 2012, pp.104-105.

⁽¹¹⁹⁾ こうした米印間の協力に加え、中国は、同国に隣接し、米国と安全保障上の関係が深い、我が国やベトナムなどとインドの関係深化にも懸念を持っている。Mitchell and Bajpae, *op.cit.*(10), pp.161, 165.

⁽¹²⁰⁾ Mohan Malik, "China and India Today: Diplomats Jostle, Militaries Prepare," *World Affairs*, vol. 175, no. 2, July/August 2012, pp.75-76.

⁽¹²¹⁾ 2005年ごろから、この貿易収支の不均衡の問題が、両国間の新たな火種になり始めたとされる。Tanner et al., *op.cit.*(110), p.28.

⁽¹²²⁾ チベットにおける中国のダム建設が、同地域に端を発し、インド東北部の主たる水源となっている、ブラマブトラ川の水量に深刻な影響を及ぼすことが問題になっている。Jagannath P. Panda, "Competing Realities in China-India Multilateral Discourse: Asia's Enduring Power Rivalry," *Journal of Contemporary China*, vol. 22, no.82, July 2013, pp.677-678.

⁽¹²³⁾ 両国は、中東やアフリカからの資源輸送の安定を確保するため、インド洋地域で、シーレーンの沿岸に位置する国々との関係強化や、海軍力の拡張などの施策を競っている。Malik, *op.cit.*(120), pp.79-81.

⁽¹²⁴⁾ Tanner et al., *op.cit.*(110), p.24; Zhang and Li, *op.cit.*(28), pp.8-9.

相互訪問、またそれに伴って何度も重ねられてきた関係の深化に関する宣言は、そういった両国の姿勢を反映したものである。

さらに、中印両国はいずれも、現在急激に軍事力を拡張しつつある⁽¹²⁵⁾。このことは、国境問題に起因して大規模な軍事衝突に陥った場合の被害想定を甚大なものにする事で、武力行使による国境問題の直接的解決という選択肢を、中印いずれにとっても望ましくないものにして、言い換えれば相互に抑止力が働いていると思われる。

これらの事情から推察できるのは、中印両国の中で、協調による利益の確保を優先し、それを棄損するような事態を招きかねない、国境問題での摩擦の深刻化を抑え込むという、共通の政治的な意志が醸成され、かつ共有されてきたこと、そしてそれが、これまでの国境問題の安定的な管理の上で、大きな役割を果たしてきたことである。4月の事件の際に顕著に見られた、事態のエスカレーションを抑え込む動きの背景には、こうした政治的な意志の作用があったと見ることができる。

ただし、ここで留意すべきなのは、そうした背景の中でも、両国間では、国境問題における相互の不信感や敵対心が消えてはいないという点である。事態を深刻化させないという暗黙の合意こそあるが、双方ともに、相手側が実効支配線付近での現状を尊重しているとは考えていないし、様々な建造物を構築し、自国に有利な状況を作ろうとしているとして相手方を非難する声明も繰り返し飛び交っている⁽¹²⁶⁾。インド

側では、実効支配線付近を警備する内務省や陸軍の間で、中国側の侵犯によって「かなりの」土地が失われているとの認識が共有されているという⁽¹²⁷⁾。

現在も続く、国境問題における中印間での一定の「競争的」な行為、典型的には実効支配線付近での偵察行為の応酬は、これら二つの点から説明をつけることができよう。すなわち、上で挙げた相互の不信感や敵対心の存在は、中印両国を国境問題での「競争的」行為へと向かわせる動因となる。しかしながら、事態の深刻化を抑え込む政治的な意志の存在が、そうした行為を、一定の「ルール」の枠内に抑え込む形で作用する。その結果、両国は国境問題で、「事態の深刻な悪化に繋がるような、現状を大幅かつ急激に変える行動」と受け取られないレベルに留める形で、自国にとって有利な状況を作るために、実効支配線付近での行動に出ていると捉えられるのである。

これに対して、二国間関係上の負の側面が、国境問題における近年の不安定性の増大へと繋がるメカニズムには、二つの形があり得る。まず、そうした負の側面たる懸案事項が、国境問題の重要性自体を大きくしていることが想定できる。典型的なのはチベット問題である。東部国境地域は、チベットに隣接しているだけでなく、深い結びつきを持っている⁽¹²⁸⁾。それゆえに、特に2008年のラサ暴動以降、チベットの安定への懸念が高まることで、この東部国境地域を確保することの切迫性は、中国にとってより強まっていると思われる⁽¹²⁹⁾。これらの点を踏ま

⁽¹²⁵⁾ 例えば、中国は、実効支配線から近い地域に、30万人規模の国境警備部隊を配置し、チベットからも近い成都には、ヒマラヤ地域での限定戦争に最適化され、48時間以内に中印国境地域へ展開できる緊急対応部隊の6個師団を置いている。また、この地域への新型準中距離ミサイルのCSS-5の導入や、国境地域へのアクセス改善などが進みつつある。インドも、遅れ気味ながら、5か年計画で9万人の兵力を東部国境地域へ導入しつつあるほか、国境地域へのアクセス向上や、同国東部への超音速巡航ミサイルの配備を進め、さらにDBO事件を受け、山岳部での攻勢作戦を担う山岳打撃軍団(Mountain Strike Corps)の創設を決めた。Goswami, *op.cit.*(32), pp.5-7; Lydia Polgreen, "India Digs Under the Top of the World to Match a Rival," *New York Times*, August 1, 2010; "New Strike Corps to Counter China," *Hindustan Times*, July 18, 2013. なお、近年注目される両国の海軍力拡張については割愛した。

⁽¹²⁶⁾ Tanner et al., *op.cit.*(110), p.19; Hsu, *op.cit.*(1), p.19.

⁽¹²⁷⁾ "India Loses 'Substantial Land' in 20-25 Years along LAC to China," *Economic Times*, January 12, 2010.

えるなら、しばしば指摘されているように、近年、特に2000年代末からの東部国境地域での中国の強い姿勢の背景に、同国が抱えているチベットの安定への強い懸念が、ある程度作用していたと見るのが妥当であろう⁽¹³⁰⁾。

次に、より間接的な形で、国境問題以外の問題に由来して醸成された相互の不信感や敵対心が、国境問題へと波及していくメカニズムも指摘できる。先にも言及しているように、実効支配線付近での偵察行為などの背景には、両国間で存在する、相互の不信感や敵対心がある。だが、これらの行動の下地となっている不信感や敵対心が、問題領域ごとに完全に独立して存在しているとは考えにくい。むしろ、国境問題以外の幅広い二国間の懸案事項をめぐるやり取りの中で醸成される、相手国に対する負の認識（パーセプション）は、多かれ少なかれ、国境問題にも波及してくると考える方が自然である⁽¹³¹⁾。その場

合、二国間関係上の懸案事項が発生または増幅させた不信感や敵対心が、それぞれの当事国を、活発な偵察行為の実施など、国境問題でのより積極的な姿勢へと駆り立てていくことになる。

専門家の間でも、より広い二国間関係上の懸案事項が、国境問題にこうした影響を及ぼしているとの指摘が為されており、特によく挙げられるのは、米印の安全保障協力の拡大に由来した、中国のインドへの反感の増大との結びつきである⁽¹³²⁾。だが、他の懸案事項についても、同様の作用があり得るはずである。そして、この観点で2000年代後半からの国境問題、とりわけ双方の側で実効支配線の侵犯が多く報じられるようになっていたり、東部国境地域での中国の強硬な姿勢を見ると、直接の原因とまではいかずとも、先に挙げた米印の接近や、それを受けた中パ関係の緊密化、特に最近のパキスタン側カシミールへの中国の関与増大⁽¹³³⁾、

(128) 中国にとって、東部国境地域の獲得は、現在でも大きなチベット人コミュニティを有し、チベット文化が息づいている地域を統制下に入れられることを意味する。Jeffrey Reeves, "Arunachal Pradesh: A Crux of Sino-Indian Rivalry," *Small Wars Journal*, May 27, 2011, p.5. <<http://smallwarsjournal.com/jrnl/art/arunachal-pradesh-a-crux-of-sino-indian-rivalry>> また、アルナチャル・プラデシュ州のタウンには、ダライラマ6世が生まれた寺院があり、現在でもチベット仏教の聖地となっている。Iskander Rehman, "Sino-Indian Border Skirmishes: Towards a Limited Confrontation?" *IPCS Issue Brief*, no.117, September 2009, p.2. <http://www.ipcs.org/pdf_file/issue/IB117-Iskander-IndiaChina.pdf>

(129) この観点から示唆的なのは、2008年に、現ダライラマが彼の後継者は中国の支配するチベットの域外で誕生するとの見込みを示したことである。これは、先述のタウンを示唆しているとされ、これによって、東部国境地域に対する中国の関心は非常に強まったという。Rehman, *ibid*.

(130) Reeves, *op.cit.*(128), p.5; Namrata Goswami, "China's Territorial Claim on Arunachal Pradesh: Crafting an Indian Response," *IDSIA Issue Brief*, October 25, 2010, p.4. <http://www.idsa.in/system/files/IB_Chinasterritorialclaim.pdf>

(131) 例えば、元駐印中国大使は、中印間の相互信頼の不充分さが、国境問題の解決が見通せないこと、中印間の経済ギャップの拡大、中国がインドの近隣国との関係を深めていることと、インドが米国や日本との安全保障協力を深めていることへのそれぞれの警戒感に起因しているとした上で、これらの要素は各個独立したものではなく、絡み合っているものと述べている。Cheng Ruisheng, "Sino-Indian Relations: Sixty Years of Experience and Enlightenment," *IPCS Special Report*, no. 91, June 2010, p.8. また、インドの国防省系列の国防分析研究所の報告書は、国境問題は「病気そのものではなく病気の症状」であり、近年の国境地域での侵犯の急増は、そこには単なる国境問題を越えた問題が存在していることを示しているとする。Das, *op.cit.*(72), p.64.

(132) こうした指摘の例として、Frankel, *op.cit.*(112), p.2; Jo Johnson and Richard McGregor, "China Raises Tension in India Dispute," *Financial Time*, June 10, 2007. <<http://www.ft.com/intl/cms/s/0/2606bb64-176e-11dc-86d1-000b5df10621.html#axzz2f7qwmsBC>>

(133) 中国によるパキスタン側カシミールへの関与は以前からあったが、インドからの強い危機感を呼び起こしたのは、2010年9月、中国が同地域で7,000~11,000人規模の人民解放軍部隊を活動させており、さらに真偽は定かでないが、この地域の大部分を占めるギルギット・バルティスタンの管理を、パキスタンが中国に移管したとの情報が流れたことであった。Chidanand Rajghatta, "US Scholar Says Pak had Ceded Control of Gilgit in PoK to China," *Times of India*, September 10, 2010; K.J.M. Varma, "India Conveys Concern to China over PoK Presence," *Indian Express*, September 4, 2010.

貿易不均衡、さらにはチベット問題での中国の不安増大とそれに伴う対印不信⁽¹³⁴⁾など、同時期に顕著になった二国間の懸案事項から、一定の波及を受けていたと考えられよう⁽¹³⁵⁾。

3 信頼・安全醸成措置とその機能

こうした形で、中印の国境問題とそれを取り巻く二国間関係の構造を見てくると、ここ25年間、国境問題に起因した深刻な事態は発生していないものの、必ずしもそれが完全に安定的なものではないことが分かる。とりわけ、両国が協調から得られる利益を背景とした政治的な意志によって、事態のエスカレートを抑え込んでいたとしても、次第に大きくなっていく、相手の意図に関する強い不信感の存在は、例えば国境地域での偵察行為の応酬から偶発的な事態が発生した場合などに、その深刻化が抑制されるかを危うくするようにも見える。それにもかかわらず、国境地域では1987年以降、一発の発砲さえ発生していない⁽¹³⁶⁾。この状況を理解する上では、国境問題における重要な安定化装置として両国が発展させてきた、CSBMの体系に目を向ける必要がある。

中印間の国境関連のCSBMの大枠は、先に言及した93年協定ならびに96年協定と、2005年の「国境実効支配線地域の軍事分野における信頼醸成措置の実施方法に関する議定書」(以

下、「05年議定書」と略記)の3つの合意から成っている⁽¹³⁷⁾。これら3つの合意が定める具体的な措置の中で、主なものを取り上げる。

- (1) 実効支配線の尊重 (93年協定第1、6、8、10条、96年協定第10条、05年議定書前文)

両国はまず、国境問題の最終的な解決を留保した上で、現状の実効支配線を厳格に遵守かつ尊重することを約すと同時に、このことが、国境問題自体に関するそれぞれの立場に影響を与えるものではないことを確認した。また、両国の見解が一致していない実効支配線の位置について、早期に明確化し相互に確認するための取組を行うことを掲げた。

- (2) 武力不使用と軍事力削減 (93年協定第1、2条、96年協定第1、3条)

国境問題の解決は平和的・友好的協議によるものとし、実効支配線付近の軍事力を、相手方への攻撃や威嚇に用いないことを約した。また、実効支配線付近での軍事力の配備は、原則として、二国間の友好的関係と両立し得る最低限に留めることとしている。その上で96年協定では、実効支配線付近に両国合意の下で区域を設定し、そこでの特定の装備の配備について、同じく両国の合意による上限を設定すると定めた。該当する装備は、戦車、歩兵戦闘車、口径

⁽¹³⁴⁾ 当然ながら、チベット問題についても、先に挙げた国境問題自体の重要性を増大させる形だけでなく、相互不信を増大させる形での作用を想定することができる。この点では、2008年のラサ暴動の後、2009年11月にインドがダライラマのアルナチャル・プラデシュ訪問を許可し、中国がこれに強く反発していたことなどが注目されよう。“China Says India has Forgotten Lessons of 1962 War,” *Asian News International*, November 9, 2009.

⁽¹³⁵⁾ 勿論、国境問題における近年の不安定性の顕在化の理由は、こうしたメカニズムだけに全てを帰せられるものではないことから、なぜ不安定化しつつあるのか、という問いに明確な解答を提示するには、より包括的な検討が必要であろう。例えば他の原因として、中国側の強硬姿勢の背景に、国境問題自体の交渉が進展しないことへの苛立ちを指摘する声がある。吉田 前掲注(2)

⁽¹³⁶⁾ Malik, *op.cit.*(99)

⁽¹³⁷⁾ 05年議定書の本文は、以下を参照。*Protocol between the Government of the Republic of India and the Government of the People's Republic of China on Modalities for the Implementation of Confidence Building Measures in the Military Field Along the Line of Actual Control in the India-China Border Areas*, April 11, 2005. <<http://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/6539/Protocol+between+the+Government+of+the+Republic+of+India+and+the+Government+of+the+Peoples+Republic+of+China+on+Modalities+for+the+Implementation+of+Confidence+Building+Measures+in+the+Military+Field+Along+the+Line+of+Actual+Control+in+the+IndiaChina+Border+Areas>>

75mm 超の火砲、口径 120mm 超の迫撃砲、地对地ミサイル、地对空ミサイル、その他両国が合意した装備で、上限の設定に当たっては、「相互かつ同等の安全」の原則に則り、道路やその他インフラの状況、地勢、兵力と装備の導入・向上にかかる時間が考慮される。また、削減・制限される軍事力のデータの交換も規定されている。

(3) 軍事演習等に関する制限（96年協定第4、6条、05年議定書第2条）

実効支配線付近での軍事演習の制限は、特に詳細な規定がある。まず、実効支配線に極めて近い地域での、1個師団（約15,000人）を超える兵力が参加する大規模演習の実施は慎むこと、ただし、実施の場合には、主力部隊の戦略的方向性（strategic direction）を、相手方に向けてないことが定められている。次いで、同地域での1個旅団（約5,000人）を超える兵力が参加する演習についても、それを相手方に向けてはならないことが規定されている。なお、演習を行う側は、15日前までに、演習の種類と規模、期間、地域、参加する部隊等の数や種類について相手方に通知すること、演習の完了と兵力の撤収についても、その完了ないし撤収から5日間以内に、相手方に通知することが求められる。

演習に関する制限と関係が深いのが、弾薬や爆発物の使用に関する規定である。発砲や生物資源の棄損、有害な化学物質の使用、爆発物の使用、銃や爆発物を用いた狩猟は、実効支配線から2km以内の区域で禁じられている⁽¹³⁸⁾。また、実効支配線に近い場所で実弾演習を行う場合には、相手方に着弾しないよう、注意を払うことが求められている。

(4) 実効支配線の侵犯に関する規定（96年協定第5、6条、05年議定書第3、4条）

実効支配線を越えた侵犯が発生した場合の対応についても規定がある。実効支配線の位置に関する見解の相違やその他の理由によって、国境地域を警備する両国部隊が睨み合う状況になった場合は、ともに自制し、エスカレーションの回避に必要なあらゆる手段を取る⁽¹³⁹⁾。詳細な手続きは、05年議定書が以下の通り規定している。

- ・両者はともに当該区域での活動を停止し、更なる前進を行わず、基地へ戻る。
- ・両者はそれぞれの司令部に報告し、深刻化の防止のために必要なら協議を行う。
- ・両国の部隊が睨み合っている間、武力の使用や威嚇を行ってはならない。
- ・両者は互いに、挑発的な言動を避けるとともに、当該区域に標識などを設置しない。

上空からの実効支配線の侵犯についても規定がある。まず、相手方の事前同意がない限り、実効支配線を越えて軍用機を飛行させないこと⁽¹⁴⁰⁾、仮にそうした事案が発生した際は、発見され次第その飛行を停止することが定められている。また、侵犯を受けた側は説明を要求することができ、その場合、軍用機を運用していた側は、4週間以内に調査を完了させ、結果を伝達する義務がある。さらに、軍用機のうち、戦闘用航空機（combat aircraft）に分類されるものの⁽¹⁴¹⁾は、実効支配線から10km以内を飛行できず、仮にそうした飛行を行う必要がある場合には、高度、期間と時期、地域について事前に通知せねばならない。

⁽¹³⁸⁾ ただし、小火器射撃場での定例の使用は例外となっているほか、開発等の都合上、上記の区域内で爆発物の使用が必要な場合には、事前に通知を行うこととされている。

⁽¹³⁹⁾ なお、ここでは取り上げないが、自然災害などのやむを得ない理由により、一方の要員が実効支配線を越えてしまった場合についても規定がある。

⁽¹⁴⁰⁾ ただし、緊急の越境や実効支配線の相手側への着陸は、例外として除かれている。

⁽¹⁴¹⁾ 戦闘機、爆撃機、偵察機、軍用訓練機、武装ヘリ、その他の武装した航空機が列挙されている。

(5) 国境会合（93年協定第4条、05年議定書第5条）

協議や情報の伝達のための仕組みとして、これら一連の措置を支えるのが、両国の国境当局間の国境会合の枠組みである。東部・中部・西部国境地域のそれぞれに会合のための場所が定められており、そこで両国の現地駐留部隊が年に二回会う定例会合と、何らかの懸案事項や、他の条項が規定する情報伝達の必要が発生した場合に、現地司令官が要請できる臨時会合がある⁽¹⁴²⁾。この会合は、累次の協定の中でも拡大が掲げられており、05年議定書では、会合場所の追加と、定例会合の年間回数を二回増やすことなどが合意された。また、1999年11月には、シッキム地区のナトゥラ峠に、中国側とインド側を繋ぐ電話が設置されている⁽¹⁴³⁾。

加えて、2012年には「中印国境問題に関する協議・協調のための作業メカニズム」が創設された。これは外務当局間の事務レベル会合で、国境地域の部隊間の交流や、国境地域の平和と安定に影響しうる事態への対応などについて、協議や調整を行う。なお、特別代表間協議との重複を避け、国境問題自体の解決は管轄外としている⁽¹⁴⁴⁾。

これら中印間のCSBMは、基本的には、伝統的に世界各地で実施されてきたCSBMと同様のものである。伝統的なCSBMは、①危機における緊張緩和を助け、また日常的な協議を

可能にするコミュニケーション・チャンネル、②特定の種類やレベルの軍事力の配備または活動に規制を加えたり、事前通知を義務付けたりする制限措置、③軍事面での能力や活動の公開を促進する透明化措置、④合意された内容について、当事国が遵守しているかを確かめる検証措置、の四つから成るとされる⁽¹⁴⁵⁾。中印間のCSBMは、④の検証措置こそ発達が遅れているものの、概ね他の三つの要素を備えている。そして、冷戦後期の欧州でのCSBMに代表されるように、これらの措置は一般に、対立する二国間において、相互の行動の予測可能性を向上させることで、互いの意図に関する誤認に起因した、いずれの側も望まないエスカレーションの発生や戦争の勃発を防ぐ効果を持つ⁽¹⁴⁶⁾。

中印間のCSBMも、基本的にはそうした役割を果たしてきたと見るのが妥当と思われる。特に両国の場合は、全く止む気配のない、実効支配線付近での両国部隊による偵察行為の応酬などが、深刻な両国間の緊張、特に何らかの偶発的な事態などに起因したどちらの側も望まないエスカレーションへと繋がることを抑制する点に主眼が置かれてきた。この点は、これらのCSBM自体が、実効支配線の厳格な遵守を掲げつつも、主に実効支配線の位置に関する両国の見解の相違ゆえに、「侵犯」が発生し得ることを明記している点からも明らかである。また、それぞれが相手の意図を誤認した結果として、

⁽¹⁴²⁾ Sidhu and Yuan, *op.cit.*(1), p.357. なお、臨時会合とは異なり、定例会合は、互いの祝日を祝うなど、現地に駐留する両国部隊間の相互交流の場としての位置付けも持っている。Nitin Gokhale, "Despite Ladakh Tension, Indian Soldiers Cross Border to Celebrate May Day," *NDTV*, May 1, 2013. <<http://www.ndtv.com/article/india/despite-ladakh-tension-indian-soldiers-cross-border-to-celebrate-may-day-361410>>

⁽¹⁴³⁾ Sidhu and Yuan, *ibid.*, p.357.

⁽¹⁴⁴⁾ *India-China Agreement on the Establishment of a Working Mechanism for Consultation and Coordination on India-China Border Affairs*, January 17, 2012. <<http://mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/17963/IndiaChina+Agreement+on+the+Establishment+of+a+Working+Mechanism+for+Consultation+and+Coordination+on+IndiaChina+Border+Affairs>> インド外務省と中国外交部の局長級職員が主導する。

⁽¹⁴⁵⁾ Holly Higgins, *Applying Confidence-Building Measures in a Regional Context*, paper presented at the Institute for Science and International Security, 2002, pp.109-110.

⁽¹⁴⁶⁾ *ibid.*; Sidhu and Yuan, *op.cit.*(1), pp.358-359; Steve Tulliu and Thomas Schmalberger, eds., *Coming to Terms with Security: A Lexicon for Arms Control, Disarmament and Confidence-Building*, Geneva: United Nations Institute for Disarmament Research, 2003, p.135.

緊張が高まるのを防ぐとの主旨も明記されている。(96年協定第4条)

これら一連のCSBMが、本質的には両国間で相互の信頼が欠如しているにもかかわらず、国境問題に起因した深刻な軍事的事態の生起を防ぐ上で役割を果たしてきたという見方は、中印双方の当局者や専門家らの間で、広く共有されてきたものである⁽¹⁴⁷⁾。インドの政府系研究機関による報告書は、中印間の一連のCSBMについて、実効支配線付近における「軍事的な偶発事態(contingency)の考えうるあらゆる側面を徹底的に予期し、状況の深刻化を招くことなく、それを巧みに処理する方法と手段」を定めたものと評価している⁽¹⁴⁸⁾。

4 国境問題をめぐる構造の持続可能性

中印の国境問題における当局者・専門家らの共通認識の一つとして、国境問題そのものは、少なくとも当分の間、解決しないとの見通しがある⁽¹⁴⁹⁾。これはかつて、温首相が公の場で言及している⁽¹⁵⁰⁾。そうであるならば、最も重要な問いの一つは、国境地域での偵察行為の応酬などは止まない一方で、それに起因した深刻なエスカレーションは抑制されるという、中印間の国境問題をめぐる現状が、次第に増大しつつある二国間の不信感や敵対心の影響を受けながらも、今後も存続できるのか否かである。

この問いに対して、確たる解答を導出することは極めて難しい。勿論、現時点で両国の指導部は、相互不信の増大にもかかわらず、協調による利益をとにかく前面に押し出して関係の深化を進める姿勢を取っており、ここからすれば、

国境問題の深刻化を防ごうとする共通の政治的な意志が、にわかに変化することは想像しにくい。また、何よりもこうした構造を破壊し、国境問題での危機が頻発する状況を生起させるのは、偶発的な事故等に起因したエスカレーションが実際に発生することそのものであると思われるが、CSBMが効いている限りは、その懸念も小さい。それでも、相互不信や敵対心の増大に起因した不安定性が伸長しつつある以上、特に中長期的に、そうした構造が揺らぐ可能性を完全に否定することもまた困難である。

ただし、今後の見通しを提示することは困難であるとしても、現時点での中印関係の中に見られる、危険な「兆候」のようなものを指摘することは可能である。これについては、二つの点を挙げることができる。

(1) 「ルール違反」の危険性

第一に挙げられるのは、2013年4月のDBO事件のような事態が持ちうる影響である。

実効支配線付近での偵察行為の応酬に代表される、国境問題での「競争的」な行為が、事態の深刻化を忌避する両国の政治的な意志によって設定された、一定の「ルール」の枠内で行われていることは、既に触れた通りである。そうした行為の応酬が、実際にルールの枠を出ることなく継続されているということは、理論的には、少なくとも、「事態の深刻な悪化に繋がるような、現状を大幅かつ急激に変える行動」について、①両当事国がともにそれを取る気がないこと、②両当事国の間で、そうした行動が何を指すのかについて概ね理解が一致しているこ

⁽¹⁴⁷⁾ こうしたCSBMの機能への認識を示したものの例として、Tanner et al., *op.cit.*(110), p.20; Das, *op.cit.*(72), p.57; "Indian, Chinese Patrols Face off in Ladakh Again," *Times of India*, July 22, 2013; Debasish Roy Chowdhury, "Experts Baffled by China-India Border Stand-off: A Deadlock in Icy Desert Wastelands Appears to Make Little Sense as Two Asian Giants Increasingly Work Together to Boost Trade and Bilateral Ties," *South China Morning Post*, April 30, 2013.

⁽¹⁴⁸⁾ Das, *op.cit.*(72), pp.48-49.

⁽¹⁴⁹⁾ Chellaney, *op.cit.*(30), p.50.

⁽¹⁵⁰⁾ Wen Jiabao, *Working Together for New Glories of the Oriental Civilization*, speech at the Indian Council of World Affairs, New Delhi, December 16, 2010. <<http://www.mfa.gov.cn/eng/wjdt/zyjh/t779268.shtml>>

と、③両当事国がともに、相手方がそれを取る気がないと考えていること、の三つの条件が満たされていることを意味する⁽¹⁵¹⁾。大まかに言えば、このうち、①を支えるのが、協調による利益を背景とした両国の政治的な意志であり、CSBMは③を支えている⁽¹⁵²⁾。

DBO事件を受けて、インドのメディアや専門家からは、同国政府の立場とは別に、中国の行動が、意図的に既存のルールや慣習を超えたものであること、今後も同様の行動が繰り返されると考えられることなどを主張する論調が提起された⁽¹⁵³⁾。

先述の通り、同事件における中国側の行動の背景にあった意図は明らかではないが、もしこれらの論調の通り、中国が意図的に、既存のルールを超えた行動を取ったのだとすれば、①の条件の充足に関わる問題が発生する。勿論、既存のルールを超えた行動と一口に言っても幅があり、それが必ずしも、即座に事態の深刻な悪化に繋がるわけではない。しかし、そこまで直結しなくても、この種のルール違反は、相手側からも対抗措置としてのルール違反を誘発する可能性を強くはらんでおり、仮にそうなった場合、ルール違反の応酬の中で、互いの行動のレベルは漸次的に過激になっていく。この状況を、許容される行動のレベルは違えども、再び安定的

な状況に戻すには、①がまだ両者に残っていることを前提とした上で、②の、許容される行動に関する共通の理解を修正し、さらに元の②に立脚していた各種のCSBMに一定の修正を加えることで、③を回復させる必要がある。

これら一連の手続きには恐らく一定の時間を要し、その間、基本的に国境問題ではルールが希薄な、不安定な状態が続くことになる。仮にそれを乗り切ってCSBMの書き換えまで至ったとしても、いったん中国側から意図的なルール違反が発生したとなれば、インド側が、新しく設定されたルールを中国が遵守すると確信するのか、言い換えれば③が回復されるのかは不透明にならざるを得ないはずである⁽¹⁵⁴⁾。

加えて、仮に中国側に、既存のルールを破る意図がなかったとしても、それでも残る懸念がある。インドの政策決定者の間で、上記の認識が完全に定着する、すなわち実効支配線付近で、「現状を大幅かつ急激に変える行動」を取ることを中国は取る気がある、との確信が生まれてしまえば、これは③の条件に問題が生じることを意味する。このときインド側は、自国だけルールに沿った行動を取って、いわば「欺かれる」ことを避けようと、ルールを逸脱した行動を取る誘因が生まれる。これが翻って、中国側で同様の認識と行動を誘発し、結果として①の条件

⁽¹⁵¹⁾ ここでは、ルールの枠内での「競争的」行為の応酬が為されている中印間の現状を、各当事者の独立した「合理的な」行動によって、いずれの当事者から見てもより望ましい帰結に辿りつけない、いわゆる「共通利益のディレンマ (Dilemmas of Common Interest)」の問題が、一種のレジームによって解決されている、言い換えれば協調が確保されている状態として捉えている。②と③の条件は、そうしたレジームの下での協調の確保に求められる理論上の条件を、中印間の応酬の文脈に置き換えたものである。Arthur Stein, "Coordination and Collaboration: Regimes in an Anarchic World," David A. Baldwin, ed., *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*, New York: Columbia University Press, 1993, pp.35-42. 本来はこれらの条件に加えて、それぞれの当事者が、相手国による「ルール違反」を探知できると確信していることが必要である。ここではこの条件について、煩雑化を避けるためと、またある程度は中印両国間でそれが満たされているとの前提の下で割愛したが、厳密にはこの点についても検討の余地があるものと思われる。

⁽¹⁵²⁾ ただし、これらの関係性は、ここで挙げている一対一対応のものに限られるわけではない。例を挙げれば、③の相互の期待が、両国の政治的な意志、もっと言えばその背景にある共通の利益を「相手も認識しているはず」との予測に下支えされていることは間違いない。

⁽¹⁵³⁾ 例えば、Jain, *op.cit.*(83); V. Mahalingam, "Daulat Beg Oldie Standoff: An Assessment," *IDSIA Issue Brief*, May 22, 2013, p.2. <http://idsa.in/system/files/IB_DaulatBegOldie_VMahalingam.pdf>; Liu and Jacob, *op.cit.*(81), pp.6-7.

⁽¹⁵⁴⁾ CSBMの機能と③の期待の関係性は、必ずしも前者が後者を醸成するだけの一方通行的なものではなく、互いに裏切らないという一定の期待が前提として存在しなければ、CSBMがそれを増進させることは難しいと言える。

に問題が生じた場合と同様の応酬が発生する。意図的なルール違反行動が発端にあるわけではないから、②と、それに立脚したCSBMの修正が必要ないという点で、①の問題の場合よりも元の状態の回復が容易なようにも見えるが、こちらの事例の場合には、中印いずれも、「相手が裏切った」との認識の下で行動しているから、特に③について、事はそう簡単ではない。

勿論、既存のルールを超えた行動が、必ずいずれかのプロセスを開始させるわけではない。実際、今回のDBO事件で示されたように、現在の中印の国境問題を取り巻く構造は、一定の弾力性を持っている。侵入した中国側は当然ながら、インド政府も公式には、この事件が、基本的には今までも存在し、CSBM上で想定されてもいる、「実効支配線の位置に関する認識の違いから発生する事態」であるとの立場を維持したまま事態を収めた⁽¹⁵⁵⁾。さらには収束後、既存のCSBMを強化し、同様の事態の再発を防ぐことで両国は合意した⁽¹⁵⁶⁾。国内での強い反発などを考慮すれば、インドの当局者らが、公式にはともかく、実際に今回の中国の行動を

完全にルールに沿うものと捉えていたとは考えにくい。そして、仮にそうだとすれば、今回の事件の処理は、インド側が、ルールの柔軟な運用、言い換えれば②に残されている「曖昧さ」を利用することで、本来はルール違反の行為を、その枠内のものとして処理することに同意したということになる。

しかし、いずれにせよ、今後同種の事件が続くようなら、当然ながら、それだけ上記のいずれかの不安定化プロセスが発生し、国境問題の安定的な管理が脅かされる危険は大きくなることは、十分に認識される必要がある。これは特に、国境問題について沸騰しやすい、両国の国内世論を考えれば、殊更重要であろう⁽¹⁵⁷⁾。

(2) 政治的な意志の希薄化

第二に、より長い時間軸での懸念事項は、国境問題の安定的な管理において大きな役割を果たしているであろう両国の政治的な意志が、どこまで持続可能なのか、という点である。この観点で言えば、純粹に、これとは逆の作用を持つ相互不信や敵対心が増大することで、国境問

⁽¹⁵⁵⁾ “Khurshid to Visit China on May 9 to Resolve Impasse over Ladakh Troop Incursion,” *Asian News International*, April 26, 2013. 事件の後でも、実効支配線の位置に関する認識の相違があるために侵犯が発生する、とのインド政府の公式の立場は変わっていない。Vinay Kumar, “We’re for More Understanding with China, Says Antony,” *Hindu*, September 3, 2013.

⁽¹⁵⁶⁾ Sandeep Dikshit, “In the wake of Depsang, India and China Look to Enhance CBMs,” *Hindu*, July 25, 2013. <<http://www.thehindu.com/news/national/in-the-wake-of-depsang-india-and-china-look-to-enhance-cbms/article4950178.ece>>

⁽¹⁵⁷⁾ なお、ここでは説明の都合上、単純化しているが、③の条件は、より複雑なものになる可能性もある。ここで援用できると思われるのは、いわゆる奇襲攻撃への恐怖に関する連続的サイクルの問題である。(トーマス・シェリング(河野勝監訳)『紛争の戦略 ゲーム理論のエッセンス』勁草書房, 2008, pp.215-216. (原著名: Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1980.)) 具体的に言えば、「相手方がルールに違反する行動を取る気がないと考えている」という命題は、実際にはそれぞれの当事国が、相手が悪意をもってルールを破ると見ているか否かだけに関わるものではない。例えば、当事国Aが、「自身(A)がルールを逸脱する行動を取ると、相手国Bが考えている」との確信を抱いたとする。この場合、Aには、「Bは、Aがルール違反行動により利益を得て、一方で自国(B)だけがルールの枠内で抑制的に行動するといった状況に陥らないよう、B自身もルールを破る」との予測が成り立つから、結果的に、予想されるBの行動への対抗として、Aも同様の行動を取る誘因が生まれる。さらに別の例として、当事国Aが、「相手国Bがルールを逸脱する行動を取ると、自身(A)が考えていると、Bが思っている」と確信した場合でも同様である。このときAには、「Bは、Bによるルール違反行動を恐れたAがルールを破る行動に出てくることを予測し、これに対抗するため、B自身も実際にルールを破る」との予測が成り立ち、結果としてAには、これに対抗してルールを破る誘因が生起する。CSBMは、理論的にはこうした相互不信の連鎖を防ぐ作用を持つことは確かであるが、これらのプロセスの存在を勘案すると、③の条件に係る問題から既存の国境問題のエスカレーションを抑制する構造が壊れる経路はより複雑化する。

題の深刻化を防止する作用が、不安定化の流れに「乗り越えられて」しまう可能性については、改めて指摘するまでもないと思われる。確かに、近年、両国が協調することによって得られる利益の存在が、国境問題を含めて、次第に増加していく中印間の政治的な摩擦を処理しきれなくなっているとの指摘がある⁽¹⁵⁸⁾。

両者の間には、もう少し複雑な作用を想定することもできる。同じくここ最近見られる論調の中に、国境問題を含めた様々な懸案事項の存在により、中印両国間の関係強化の流れに一定の限界がある、もしくはそれが行き詰まり始めている、というものがある⁽¹⁵⁹⁾。こうした主張が想定しているのは、相互不信や敵対心の増大が、国境問題の安定的な管理を支えてきた、政治的な意志自体を弱めてしまうことである。

ここまで触れていないが、より広い二国間関係と国境問題の間のメカニズムには、当然ながら、後者から前者に影響を与えるものもあるはずである。具体的に言えば、国境問題は、軍事的に深刻な事態へと発展したり、それに関する対話を頓挫させたりといった結果にこそ至らなくとも、そこでの互いの行動から生まれた相互不信が、結局のところ、両国間の総合的な信頼の欠如に対して一定の波及効果を持つ可能性が高い。実際、国境問題を含め、中印間の様々な懸案事項に由来した相互不信や敵対心が、それと相反する関係にある二国間協力の更なる深化を阻害している、との指摘が為されている⁽¹⁶⁰⁾。

中印間には、これまでの協調により両国が確保し、享受している多大な利益がある。この点を踏まえれば、たとえ今後、こうした作用によって関係強化の流れが止まっても、それらに立脚していた両国の政治的な意志が簡単に外れるこ

とは、にわかに想定しがたいものである。しかしながら、中長期的に見た場合に、そしてさらに、協調による利益の中でも最も比重が大きいと思われる経済的な相互依存からも懸案事項が生まれつつあることを踏まえれば、仮に関係強化の流れが止まったときに、中印関係の「雰囲気」が徐々に変化し、結果として国境問題の深刻化を抑え込んできた政治的な意志の作用の希薄化が進み、最終的に相互不信や敵対心の増大に起因した不安定化の流れに「乗り越えられて」しまうという流れも想定できよう。

おわりに

以上の考察から明らかなように、中印間の国境問題は、今日明日にでも両国間での軍事衝突が発生するような、一触即発の状況にあるわけではないことは明白であるものの、問題自体の解決には見通しが立っておらず、さらに、現時点で存在する一応の安定が、将来にわたって保証されているものでもないと言える。もし今後、アジアの中でも圧倒的な規模を持つ両国間で、国境問題というしばしばナショナリズムを掻き立てる問題をめぐって、対立が深刻化することがあれば、それは当然、我が国を含めた周辺諸国に対しても、大きな影響を与えずにはおかないであろう。また、DBO事件の際に中国側が部隊を退いたことの背後に、中国は当時、我が国やフィリピンとの間でも緊張を高めており、中国としては多くの国と同時に緊張を抱えることを避けたかったと見る向きもある⁽¹⁶¹⁾。仮にそうした見方が正しいのであれば、なおさら、我が国の安全保障にとって中印の国境問題が持つ含意は大きくなると考えられる。両国が今後、

(158) Sujit Dutta, "Managing and Engaging Rising China: India's Evolving Posture," *The Washington Quarterly*, vol.34, no.2, Spring 2011, p.129.

(159) Yuan, *op.cit.* (115), p.38; Chansoria, *op.cit.* (118), p.7.

(160) Medcalf and Townshend, *op.cit.* (116), p.7.

(161) Ananth Krishnan, "Neighbourhood Concerns may have Prompted China's Ladakh Withdrawal," *Hindu*, May 7, 2013. <<http://www.thehindu.com/news/national/neighbourhood-concerns-may-have-prompted-chinas-ladakh-withdrawal/article4692778.ece>>

この問題をどのように取り扱っていくのかについて、我が国として、引き続き注視していく必要があると言えよう。

(くりた まさひろ)

付記：なお、本稿執筆（2013年9月30日脱稿）後の2013年10月23日、中印間のBDCAの署

名が行われた。BDCAの内容は、従来のCSBMのあり方を大きく変えるものとはなっていないが、実効支配線に関する認識が一致しない地域において、互いに相手方の偵察部隊を追わないことを約するなど、新しい要素も含まれている⁽¹⁶²⁾。DBO事件と、さらにこのBDCAの締結を踏まえて、今後の展開を注視する必要がある。

⁽¹⁶²⁾ *Agreement between the Government of the Republic of India and the Government of the People's Republic of China on Border Defence Cooperation*, October 23, 2013. <<http://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/22366/Agreement+between+the+Government+of+the+Republic+of+India+and+the+Government+of+the+Peoples+Republic+of+China+on+Border+Defence+Cooperation>>

図1 西部・中部国境地域

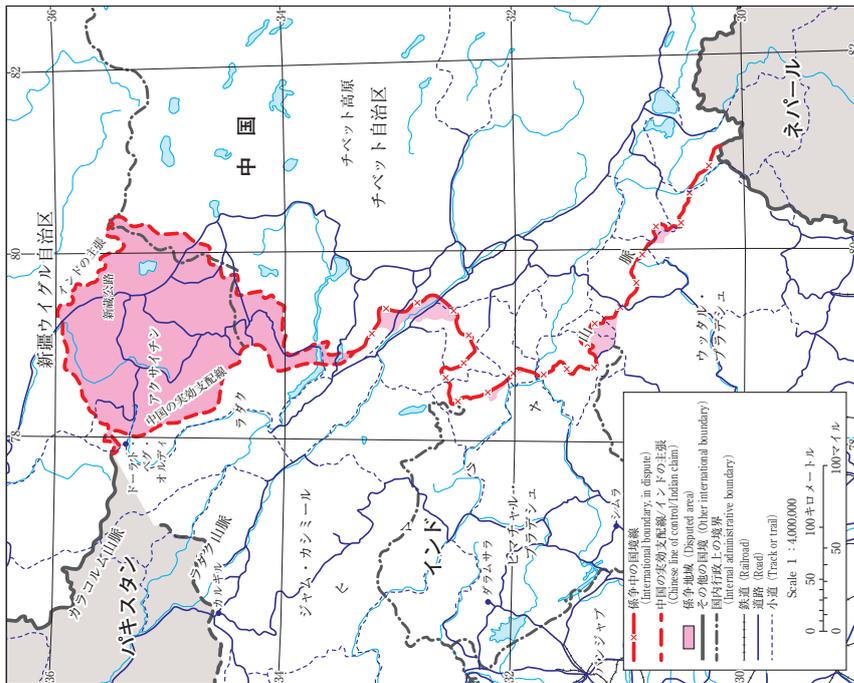
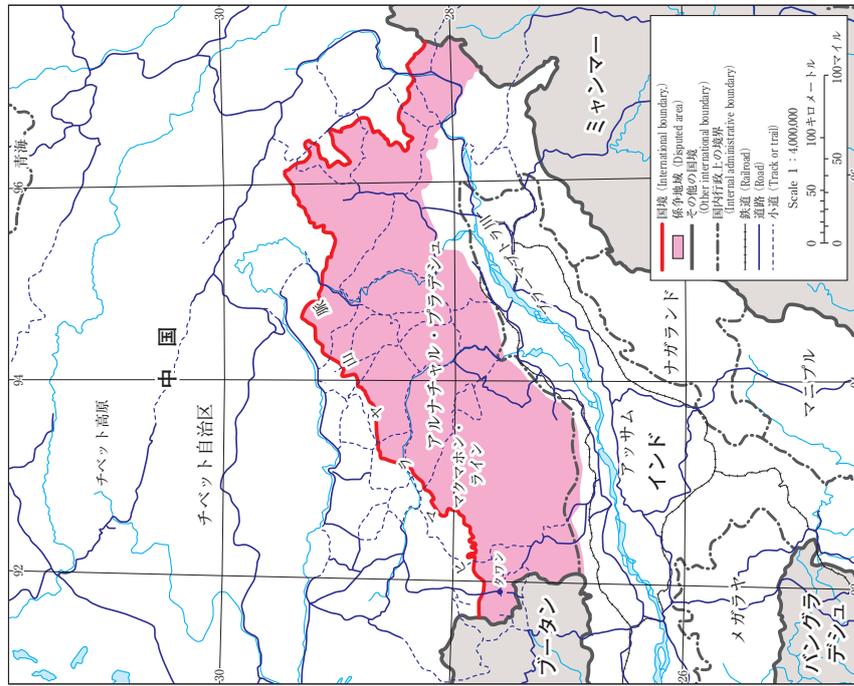


図2 東部国境地域



(注) ※いずれの地図も、米中央情報局作成の地図を、テキサス大学が公開しているものである。

なお、図中の地名表記は、引用元の地図に掲載されていた地名のうち、本稿で登場するものとして、国ならびに中国の省・自治区レベル、インドの州レベルの名称につき、原図の表記をそのまま日本語に訳した。また、各境界線ならびに地域とその性質上の分類（国境、実効支配線、係争地域など）についても、原図のものを日本語表記に訳した以外は、そのまま踏襲した。これらは係争地域の地名や、各地域と係争地域の境界線の表記についてと同様であり、ここでの表記が、本稿として国境問題での中国とインドのいずれかの立場を支持する等の意図を伴うものではないことを明記しておく。

(出典)

【図1 西部・中部国境地域】

“China-India Border: Western Sector 1988.” The University of Texas at Austin <http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/china_india_w_border_88.jpg>を基に筆者作成。

【図2 東部国境地域】

“China-India Border: Eastern Sector 1988.” The University of Texas at Austin <http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/china_india_e_border_88.jpg>を基に筆者作成。